

# IIM

〔月刊〕

Journal of  
Image &  
Information  
Management

JJIMA

2018

1

JANUARY

新春対談

# 「明治150年」施策を デジタルアーカイブで 推進しよう

Case Study

ベストプラクティス受賞事例

# 経費精算領収書の スキャナ電子帳簿保存対応

米国シリコンバレー視察研修レポート

「破壊的イノベーション」を実践するシリコンバレー企業

# 入会のおすすめ

## 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会に入会しよう!!

日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) は内閣総理大臣から認定された公益法人です。設立55年の歴史を誇り、国際規格ISO/TC171(文書画像)の日本審議団体でもあります。画像情報マネジメント関連、国内唯一の団体で、会員企業も中小から大企業まで全国にわたり、その数は200社を数えています。

委員会活動、各種セミナー・研修会への参加、eドキュメントJAPAN出展に有利な条件で参加できるなど特典も豊富。学識経験者を交えての啓発活動は、必ずや企業価値を高めてくれるでしょう。ビジネスの分野を広げ、発展させる絶好のチャンスです。ぜひご入会ください。



### 会員の特典

- 各種委員会に参加でき、具体的な活動の中で、視野を広げ、交流を深めることができます。
- 各種セミナー、研修会、eドキュメントJAPANの出展に安価な費用で参加できます。
- JIIMAの最新活動をメールマガジンなどで優先的に入手できます。
- マネジメント導入事例、最新の技術動向、国内・海外事情など、有益な情報をいち早く入手できます。
- 各種参考出版物、商品（解像力試験標板、試験図票、ターゲット）が割引価格で購入できます。
- 国際的な文書情報マネジメントショー(AIIMなど)のツアーに参加できます。

### 会員種別と会費

#### ■ 一般会員

文書情報マネジメント関連システムを利用する  
法人・個人

入会金  
1万円

年会費  
5万円

#### ■ 維持会員

文書情報マネジメントに関連するメーカー、ディーラー、ソフト開発、入力サービスなどを業とする  
法人・個人

入会金  
資本金10億以上 30万円  
資本金1~10億未満 20万円  
その他の法人 10万円

年会費  
30万円  
20万円  
10万円

入会のための登録簿はホームページよりダウンロードできます。

<http://www.jiima.or.jp/>「入会のおすすめ」よりアクセスしてください。

入会に関するお問合せは **TEL 03-5821-7351** 日本文書情報マネジメント協会事務局まで



KONICA MINOLTA

Giving Shape to Ideas

省スペースと高性能を両立したデジタルフィルムスキャナー

マイクロフィルムスキャナー

# SL1000

- 設置場所を選ばない軽量・小型設計
- レンズ交換が不要な6.8~54倍の超ロングズーム、電子ズームとの併用で105倍まで表示可能
- 最大600dpiの高解像度
- カラーマイクロフィルム画像の電子化が可能
- タッチパネルに対応した専用アプリケーションを標準装備



PCと共にデスクトップに設置可能なデジタルフィルムスキャナー。優れた再現力と対応力で、様々な形態のフィルムを鮮明に読み取り可能です。専用アプリケーション「SL-Touch」はタッチパネルディスプレイに対応し、マイクロフィルムのデジタル化をスムーズに行えます。

Lineup

他にも、高速・高画質なマイクロフィルムスキャナーを取り揃えております。

## MS7000MKII MS6000MKII



※写真はMS7000MKIIです。

ボックススキャナー

書籍原稿を鮮やかにデジタル化するフェイスアップスキャナー

## EPICWIN 5000CMKII

- A3サイズ対応、原稿上向きセット方式スキャナー
- フルカラー・グレー・モノクロ2値でスキャン可能
- 最大600dpiの高解像度
- ボックスキャンに適した各種デジタル処理技術を搭載
- 軽量化&小型化を実現



ブック補正機能により、書籍原稿の原稿曲がり、文字縮み補正、綴じ部分削除、指消し、枠消し、センタリングなどの機能で、書籍原稿やシート原稿を美しく再現することを可能にしました。

フルカラー・フェイスアップブックコピーシステム

## BookPro 5000CMKII

貴重な文献や分厚い書籍を上向きのまま読み取り、原稿を傷めることなく、簡単・きれいにコピーできます。



※写真はオプションを装着した状態です。  
※コインベンダー対応可能。

### コニカミノルタ ジャパン株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

<http://www.konicaminolta.jp>

●商品に関するお問い合わせは ☎ 0120-805039

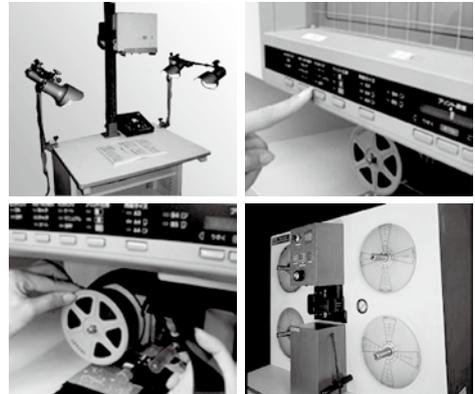
受付時間 / 9:00~12:00 · 13:00~17:00(土、日、祝日を除く)

## Document Scanning&Conversion

すべてのドキュメントをデジタル化する  
デジタル化アドバイザー



HS Inc. Image & Information Management Service



## Digital Conversion

マイクロフィルムデジタルコンバート  
コンサルティング

# Document Archives の最先端を行く

お客様の満足を目指して

# 70年



ISO9001:2008, JIS Q 9001:2008

**HS ASAMI GROUP**  
H・S アサミグループ

- 関西写真工業株式会社 / マイクロ撮影・電子ファイル
- アサミクリエイト設計株式会社 / 機械・電機設計製図請負
- アサミ写真情報株式会社 / GIS 構築・ソフトウェア開発
- アサミ計測情報株式会社 / GIS 構築・ソフトウェア開発
- アサミテクノ株式会社 / 機械全般の設計業務請負 (2D3D CAD)

## HS エイチ・エス写真技術株式会社

Image & Information Management Service

LOOKING AT FUTURE OF OFFICE NEEDS

URL <http://www.hs-shashin.co.jp>

### Address

本社 / 553-0003 大阪市福島区福島4丁目8番15号  
TEL 06-6453-4111 FAX 06-6453-3999

### HS Network

東	京	03-3582-2961	本	部	06-6452-0101
川	崎	044-244-5121	テ	クニ	06-6453-6188
横	浜	045-751-6788	西	部	06-6461-9771
敦	賀	0770-23-7283	堺		072-241-1839
若	狭	0770-32-9150	泉	佐	072-469-3051
滋	賀	0749-64-0847	神	戸	078-671-7488
京	都	075-671-7980			

# IM

〔月刊〕

2018-1月号 通巻第564号

月刊IM電子版はPDFダウンロード・プリント機能が利用できます。

ダウンロードしたPDFならびにプリントは、著作権法に則った範囲でご利用できます。JIIMAに許可なく業務・頒布目的で利用した場合は著作権法違反となり罰せられますのでご注意ください。

- 4…………… 年頭所感  
公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) 高橋 通彦
- 【新春対談】  
5…………… 「明治150年」施策をデジタルアーカイブで推進しよう  
内閣府大臣官房 富永 健嗣 企画官  
日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) 高橋 通彦 理事長
- 内閣府「明治150年」関連施策推進室からのお知らせ  
8…………… 「明治150年」関連施策について  
【ケース・スタディ】2017JIIMAベストプラクティス受賞事例
- 10…………… 経費精算領収書のスキャナ電子帳簿保存対応  
ピー・シー・エー株式会社 舩川 友美
- JIIMA 米国シリコンバレー視察研修レポート  
13…………… 「破壊的イノベーション」を実践するシリコンバレー企業  
株式会社ジェイ・アイ・エム 石川 正人  
株式会社アピックス 岡本 匡史
- 【公文書管理シリーズ】  
19…………… 戦国時代から歴史をアーカイブする  
—— 岐阜県歴史資料館  
JIIMA広報委員会 長井 勉
- 【連載】個人情報保護法改正からみる情報管理  
22…………… 第7回(最終回) 特定個人情報との関係  
牧野総合法律事務所 牧野 二郎
- 【わが社のプレゼン】株式会社BearTail  
25…………… 経費精算に革命を!
- 【報告】  
28…………… 第40回 日本イメージ情報業連合会 (ISU) 東京大会2017  
日本イメージ情報業連合会 長井 勉  
JIIMA広報委員会



- 32…………… 平成30年度 JIIMA賀詞交歓会開催のご案内
- 33…………… 月刊IM 2017 主要記事目録

- 30…………… コラム 温故知新「視覚の特性—その2—」
- 31…………… ニュース・アラ・カルト ● 政府 産学官フォーラムでデジタルアーカイブ社会実現へ  
● 内閣府 公文書管理の新指針案を発表  
● 富士フイルム、富士ゼロックス インクジェットデジタルプレス販売機能を統合  
● データの力でエンパワーする ウイングアーク1st 全国7カ所でフォーラム開催  
● キヤノンMJ 手書きAI OCRソリューションを提供  
● 各社ニュース
- 32…………… 新製品紹介 ● KV-S1057C-N2/KV-S1027C-N2  
● Océ Colorado1640
- 36…………… ■ IM編集委員から

新刊紹介 / e-文書法電子化早わかり (平成27・28年度改正対応) ……………	12頁
文書情報マネジメント概論 ……………	29頁
税務関係書類の電子化保存運用ガイドラインVer.4.0 ……………	27頁

## 広告ガイド

JIIMA入会のおすすめ ……………	表2	パナソニック株式会社コネクティッドソリューションズ社 ……………	9頁
文書管理達成度評価・調査ご協力のお願 ……………	表3	株式会社ハツコーエレクトロニクス ……………	17頁
文書情報管理士検定試験のご案内 ……………	表4	富士ゼロックス株式会社 ……………	18頁
コニカミノルタジャパン株式会社 ……………	前1	株式会社アピックス ……………	24頁
エイチ・エス写真技術株式会社 ……………	前2		



公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)

理事長 高橋通彦



新年あけましておめでとうございます。

長年低迷していた日本経済も、世界情勢からくる不安定さを残していますが、復興の兆しを見せてきており、今年はさらにその飛躍が期待されています。

我々の業界では、e-文書法スキャナ保存の第二次規制緩和後2年目を迎え、規制緩和前に比べて昨年は40倍近い申請件数となり、本年はさらなる拡大が期待されます。国税関係以外の書類電子化の検討も増えており、電子化文書、電子文書の普及がいよいよ本格的になろうとしています。協会員一丸となって、企業に対する電子化の提案、実施の指導、BPO受託の促進を図ろうではありませんか。

JIIMA活動も、さらなる規制緩和、設計図書

の長期保存ガイドライン完成による建築図書の市場開拓、明治150年関連のデジタルアーカイブ市場の喚起、自治体の紙台帳の電子化等、ビジネスチャンスの拡大に注力してまいります。

一方「JIIMAビジョン2016」も3年目を迎え、統合文書情報マネジメントのISO/JIS化、電子文書の信頼性向上、流通基盤の整備など長期テーマにも取り組んでまいります。

このような課題解決には会員の皆様の協力が欠かせません。ぜひJIIMA活動への皆様方のご支援・ご協力をお願いします。また経済産業省はじめとする関連省庁、関連団体の皆様方のご指導・ご鞭撻をお願いします。

最後に皆様方のご発展とご健勝をお祈りし、わたくしの新年の挨拶と致します。

# 「明治150年」施策を デジタルアーカイブで推進しよう

明治元年(1868年)から起算して150年目にあたる平成30年。政府は、日本が大きく近代化した明治期の精神にならおうと「明治150年関連施策」を始動した。この国家的なイベントに資料保存・デジタル化がどのように進むのか展望を聞いてみた。

内閣府大臣官房 公文書管理課  
とみなが けんじ  
**富永 健嗣** 企画官

日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)  
たかはし みちひこ  
**高橋 通彦** 理事長



## 明治以降の歩みを次世代に遺す

**高橋** 明治150年関連施策が行われるという知らせを一昨年末、経済産業省より伺いました。この施策で明治期に関する資料の収集と整理、デジタルアーカイブが推進されると知り、ぜひこのあたりを詳しく教えていただきたいと思っています。

**富永** 明治150年施策は、明治元年から起算して150年目にあたるということで企画されました。明治という時代は、日本の成り立ちの中で特に国の形が大きく変わった時です。その時代の先人たちのいろいろな取り組みや想いを、引き継いでいくべきであろうということでスタートしました。一昨年、内閣官房の中に関連施策推進室を設置し、さまざまな施策に取り組んでいます。

**高橋** プロジェクトなのですか。

**富永** そうです。実はこうしたイベントは50年前の、明治から100年の時にも行いました。そこから50年が経ち、政府として再び機運を盛り上げていこうということです。

日本の人口減少、働き方改革などの構造変化、世界情勢が不透明な今、そういう時だからこそ、先人の取り組みや知恵を我々が引き継いでいく必要があります、平成30年にやるからこそ意味があるのです。

**高橋** 実際にはどういうことをされるのですか。

**富永** この施策には主な考え方が二点あります。「明治以降の歩みを次世代に遺す」ということが一つ、もう一点が「明治の精神に学びさらに飛躍する国へ」です。これを柱にさまざまな施策を推進しようとしているところです。

貴協会に関連するアーカイブについては、明治以降の歩みを次世代に遺すという考え方の大きなポイントになっていくと捉えています。

**高橋** 今回のプロジェクト、国としては全省庁をあげて取り組まれているようですが、それはどうしてですか。

**富永** 明治期のいろいろな資料を残していく、先人の取り組みを国民に知っていただくには、すべての省庁が関わるべきだということです。明治期には存在しない省庁もありますが、現在の省庁に当時の資料が残っている可能性があります。倉庫の隅に眠っている資料はないかと働きかけて全省庁で検索したところ、一部出てきたものもありました。

## 保存・公開のためのデジタル化

**高橋** 当協会が掲げるビジョン<sup>1</sup>のミッションのひとつに「デジタルアーカイブ」があります。文書情報を残す手段はさまざまで、初期はマイクロフィルム、次に紙を電子にする電子化、今は電子文書と、時代の流れで変遷してきましたが、当協会の目的は一貫して文書情報をきちんと残して使っていくというものです。デジタルは効率的でしっかり管理すれば安全性が高く、情報の共有ができるというメリットがあります。脆弱性も含んでいますが、それに対応できる処置も今はありますので、できるだけデジタ

<sup>1</sup> JIIMAビジョン2016。安心で社会生産性の高い電子文書情報社会の構築を目標に電子文書化のさらなる推進、電子文書の信頼性向上、多様化の時代に向けた文書情報流通基盤整備、アーカイブ思想の定着、及び人材育成・普及活動をいうJIIMAの活動指針。



150年施策をきっかけに  
デジタル化を一層  
進めていきます

富永 健嗣 企画官

ルにして後世に残していく、それがデジタルアーカイブで実現できます。こうした技術を使って今回の明治150年施策に何か協力できないものかと思っています。

富永 心強い限りです。デジタル化というのは待ったなしの課題だと我々も認識しています。公文書については国立公文書館などをみても物理的な書庫の限界、紙がいつまで収蔵できるかという問題に直面しています。一方、明治150年施策は、役所によっては古文書のような資料がたくさんあり、デジタル化についてはこれから考えるといったところが多いと思われま。保存や公開のためには電子化するのがよいということは痛感しています。

高橋 明治期に関わるアーカイブとしては、当協会の会員会社が国会図書館の明治期の書籍のマイクロ化をしています。7～8年前には国会図書館の明治期蔵書のデジタル化をやりました。会員企業だけでなく協会自身も仕様の相談や打ち合せなどさせていただいたことがあります。

富永 そうでしたか。

高橋 現在、国会図書館や国立公文書館はデジタイズのやり方などは専門的に確立しておりますからそこはお任せし、今回明治150年施策にあわせて、小さな役所や団体などにある資料を手軽に電子化できる中小向け、専門家がいなくてもできるアーカイブガイドライン<sup>2</sup>を準備しています。これを通じて少しでも貴重なお宝が発掘できればと思っています。

## 補助金制度を利用して予算確保を

富永 昨年6月、全国公文書館長会議<sup>3</sup>で、全国の公文書館長にデジタル化を一層進めてほしいという話はさせていただきました。明治150年を契機として古い資料も含めて電子化して欲しい。しかし問合せで多いのが、デジタル化のための予算がないので何か国の補助金制度はないかというものです。明治150年もそうですが、新規で補助金を付けることは非常に難しいことです。観光などと連携していただければなんらかの財政支援があるかもしれませんとお答えしています。補助金が潤沢に

あればよいのですが、現在の財政事情ではそうもいかないのが残念なところです。

高橋 我々も活動し始めると、お金がなくてできないという声が始まって上がってきます。JIIMAから政府に進言して欲しいかと頼まれることもあります。補助金制度がいくつかあるようですが、どういったものがありますか。

富永 総務省では地方交付税制度というのがあります。メニューのひとつにデジタル化があります。申請すれば地方交付税措置が受けられるというスキームですが、税の措置ですので各自治体の財政部局は良く知っていても公文書の担当が知らないということもあります。財政部局と連携して情報を得ていただきたいものです。

高橋 地方創生交付金もありますよね。

富永 地方創生は内閣府で交付金を出していますが、デジタル化単独では採択されず、地域の中で総合的な仕組みを作らないといけません。観光などと循環する仕組みの中にデジタル化が入っていれば採択されるということはある。

高橋 町おこしの中に入れるということですね。

さて本格的に明治150年施策が始まりますが、各省庁の状況はどうでしょうか。

富永 もともと資料館などを持っている役所の所管行政は公表できる資料がたくさんあります。たとえば総務省の統計図書館、外務省の外交史料館や宮内庁書陵部などです。国交省は地図・海図、文部科学省は文化財をもっています。こうしたところは特別展やデジタル公開する準備をしていますが、これから検討する官庁も多くあります。



2 小規模な組織でも簡単にできる仕様を記載した「小規模団体での簡易版デジタルアーカイブガイドライン」。2018年春公表予定。  
3 公文書館法の円滑な運用・公文書等の適切な保存・利用を図るため、全国の公文書館の館長等が参集し協議する全国大会。毎年「国際アーカイブズの日」にあわせて行う。

## 150年施策をきっかけにデジタル化の継続を

**高橋** これらの催しなどから、事業として継続されるものはありますか？

**富永** 特別展のようなピンポイントで開催するものは今年限りで終わるかもしれませんが、デジタル化、アーカイブで残すということなどは、150年施策をきっかけとして今後も続ける事業のスタートに位置付けてくださいと申しております。全省庁あげてやるという良いきっかけが作れていますので、デジタル化の取り組みは継続してやってほしいと思っています。

**高橋** 150年施策をきっかけに国民がデジタル化に進むことを願っていますので、ぜひ継続してほしいですね。

**富永** 内閣府には知的財産戦略本部があり、デジタルアーカイブを残して行くという大掛かりなシステム構築をここ数年検討しております。我々も連携しており、150年の取り組みが一段落したら、施策に関するものを知財のシステムに載せてもらおうと考えております。システムはパーマネントなものを作って行くはずですので、国民や海外に向けたデジタル発信は政府としてずっとやれると思っています。

また昨年10月、150年施策のホームページ<sup>4</sup>をオープンしました。このサイトを一元的なポータルとして、今後も利用しやすい形にしていきます。せっかく始めたことなので潰えないようにしていきます。

## 公文書管理見直しの行方

**高橋** ところで、公文書管理法は5年見直しということがありますが、今後どのような形で進むのでしょうか。

**富永** 公文書管理法ができて6年が経ち、法施行5年後見直しを一年前から取り組んでいます。有識者からさまざまな提言を受けていますので、各省庁から今まで以上に国立公文書館に移管が進むよう、公文書管理のガイドラインをより分かりやすく改訂しました。

また各省庁の職員一人ひとりが正しく書類を扱っていただけるよう研修を考えています。eラーニングで全省庁の全職員が年一回は研修を受けるという仕組みです。詳細についてはまもなく発表できると思います。

**高橋** 公文書管理法ができるまで日本では何の規制もないという状態でしたね。やっと法律ができたのですから、これは残す、これは捨てるという線引きを分かりやすくしていただけると国民



も理解できると思います。

日本は公文書の94%以上が紙で、先進国では例をみないほどだと言われているから、電子化率をせめて30～40%までに引き上げてほしいものです。米国では国が発する文書はすべて電子にするという大統領覚書がでましたし、韓国はeラーニングで受からないと昇格できないという義務づけもあるようです。日本は自治体に出す書類をほとんど紙で要求されるという実態がありますから、それをなくし電子で管理していただければ、日本全体の電子化が進むと思われます。

**富永** 確かに、データはもともと電子的に作っているのですから、わざわざ紙に打ち出して保存するのは非効率という考え方もありますよね。電子をどのように管理していくかは工夫のしどころだと思います。内閣府でも海外の先進事例をずっと調査していますので、公文書管理のシステムと一緒に運用している総務省と相談しながら進めていきたいと思っています。

明治150年省庁連絡会議の中でJIIMAから電子化のノウハウを提供しますという呼びかけを各省庁にしておりますので、その際には専門的な知見を提供してください。

**高橋** 先ほど紹介した「小規模団体での簡易版デジタルアーカイブガイドライン」、それ以外にも専門的な知識を持った人間がたくさんいますから、問合せがありましたらすぐに対応できます。

デジタル化は「官庁が行えば民間も進む」そう期待していますので、政府には電子化に向けて大きく舵を切ってほしいと願っています。

本日はありがとうございました。

<sup>4</sup> 明治150年 ポータルサイト。  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/meiji150/portal/>

## 「明治150年」関連施策について

平成30年(2018年)は、明治元年(1868年)から起算して満150年に当たります。明治以降、近代国民国家への第一歩を踏み出した日本は、多岐にわたる近代化への取り組みを行い、国の基本的な形を築き上げていきました。また、多くの若者や女性等が海外に留学して知識を吸収し、外国人から学んだ知識を活かしつつ、単なる西洋の真似ではない、日本の良さや伝統を活かした技術や文化も生み出されました。一方で、昨今に目を向ければ、人口減少社会の到来や世界経済の不透明感の高まりなど激動の時代を迎え、近代化に向けた困難に直面していた明治期と重なっており、「明治150年」を節目として、改めて明治期を振り返り、将来につなげていくことは、意義のあることだと考えています。



こうした中、政府では、内閣官房副長官を議長とする「「明治150年」関連施策各府省連絡会議」を設け、政府一体となって「明治150年」関連施策を推進しているところです。

「明治150年」関連施策は、大きく三つの柱で推進しています。一つ目は、「明治以降の歩みを次世代に遺す施策」です。デジタルアーカイブ化の推進などにより、明治期の歴史的遺産や明治以降の歩みを未来に遺し、特に次世代を担う若者にこれからの日本を考えてもらう契機としようするものです。二つ目は、「明治の精神に学び、さらに飛躍する国へ向けた施策」です。例えば、明治期にはさまざまな人物が各方面で活躍されてきましたが、時間とともにその記憶が薄れて、一部にしか知られていない方も多いのではないのでしょうか。「明治150年」を機に、これらを改めて知る機会を設け、明治期に生きた人々のよりどころとなった精神を捉えることにより、日本の技術や文化といった強みを再認識し、現代に活かすことで、日本の更なる発展を目指す基礎にしようとするものです。三つ目は、「明治150年に向けた機運を高めていく施策」です。内閣官房のホームページなどを通じて情報提供を行うほか、関連する施策や取り組みに広くお使いいただけるよう、平成29年8月にロゴマークを決定したところです。

「明治150年」関連施策は、明治維新の時期のみを対象とする取り組みではありません。維新の時期も含め、明治期全般のさまざまな取り組みや人々の活躍などを対象としたものです。今後とも、国だけでなく、地方公共団体や民間も含めて、日本各地で、「明治150年」に関連する多様な取り組みが推進されるよう、「明治150年」に向けた機運の醸成に努め、広報を中心とした支援を行ってまいります。

# Panasonic

## BUSINESS

**NEW**  
KV-S1057C-N2  
KV-S1027C-N2



### A4ドキュメントスキャナー ネットワーク対応モデル **新登場!!**

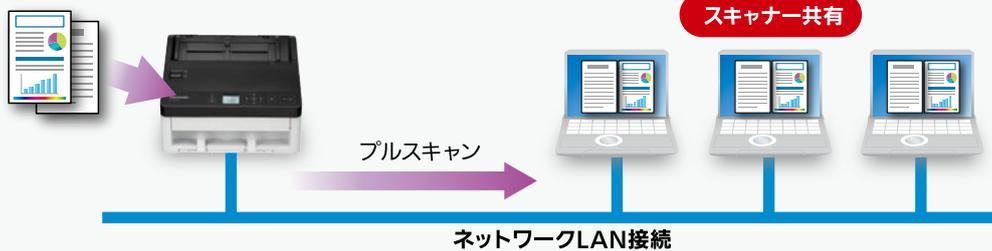
- 65枚/分:130頁/分<sup>※1</sup>の高速読み取り (KV-S1057C-N2)
- 100枚のA4原稿<sup>※2</sup>をセットできる「大容量ADF」搭載
- 交換目安 約25万枚の「長寿命ローラー」採用

## ネットワーク対応でデータを効率的に保存・共有!

### プル型専用スキャン 病院や銀行の窓口業務におすすめ



### プル型共用スキャン 受付・小規模オフィスにおすすめ



### プッシュ型専用スキャン (簡単パソコン操作) 企業・フランチャイズレストラン・ホテルにおすすめ



※1:読み取り速度は、当社において特定の条件で実測したおおよその参考値であり、保証値ではありません。  
 ※2:80g<sup>2</sup> 新紙の場合 ※3: パソコンとImage Capture Plusが必要です。

### パナソニック ドキュメントスキャナー ラインアップ

※ モデル品番は  
KV-S8147、KV-S8127、KV-S5076H、  
KV-S5046H、KV-S7097、KV-S2087、  
KV-S1057C、KV-S1027Cです。



**NEW**  
KV-S8147-N<sup>※</sup>  
KV-S8127-N<sup>※</sup>



KV-S5076H-N<sup>※</sup>  
KV-S5046H-N<sup>※</sup>



KV-S7097-N<sup>※</sup>



KV-S2087-N<sup>※</sup>



**NEW**  
KV-S1057C-N2<sup>※</sup>  
KV-S1027C-N2<sup>※</sup>

お問い合わせは

パナソニック株式会社 コネクティッドソリューションズ社 ビジネスコミュニケーション ビジネスユニット  
〒812-8531 福岡県福岡市博多区美野島4丁目1番62号

TEL: 092-477-1727 E-mail: scanner\_support\_japan@ml.jp.panasonic.com URL: <http://panasonic.biz/doc/scanner/>

# 経費精算領収書の スキャナ電子帳簿保存対応

ピー・シー・エー株式会社  
財務部  
係長 ます かわ 友美 とも み



## 会社概要

1980年に創業し、業務をソフトウェアで管理する概念が一般的でなかった時代に、中小企業にも導入可能なパソコン用パッケージソフトウェアの開発を目指して数名の会計士が集まり、生まれたのが当社「ピー・シー・エー」です。現在では、業務に関わる会計ソフトなど多様なパッケージソフトを開発、販売しております。

最近では、クラウド型のサービスが大変伸びており、開始8年で利用9,000法人を突破しました。現在は、10,000法人を目指して、より多くの方に製品を使っていただくよう、拡大に務めています。

## 推進時の課題

会計ベンダーとしてお客様に推進する立場にありながらこれまで、電子帳簿保存法改正後のスキャナ保存制度の実務に関し、理解及び経験がありませんでした。まずは、自分たちが経験することにより、社員全員の理解を深めてもらいたいとの思いがあり、

経理部主幹でスキャナ保存のプロジェクトが進みました。

また、当社はスキャナ等でデータ化した文書を一括管理することができるソフトである「PCAEeDOCX」をPCAのXシリーズにバンドルして提供しておりますが、社内では今まで最大限に利用できていなかった自社製品であったため、当該製品をフローに組み込むことにより、経理としてソフトの新規機能開発に貢献したいという思いもありました。

当社は全国に支店・営業所があるために紙の領収書の確認には全国から書類を郵送してもらう必要があり、本社での受領確認、領収書の編綴作業等に手数がかかっていました。

さらに、法人税法での領収書の保存期間は確定申告書の提出期限の翌日から7年間と長く、本社経理部で確保しておくスペースがないため、外部の倉庫へ預け入れなければならない、契約先倉庫での保管スペースの確保は絶対であり、都度かかる保管先への郵送代、長期にわたる保管代削減もスキャナ保存導入の大きな目的の一

つでした。

## 課題解決のために実施した内容

当社では、自己で使用している自社の会計ソフトと連携が図れる経費精算ソフトを導入し、経費精算についてはスキャンされた文書を添付することによりシステム上のワークフローで申請、承認、支払、会計仕訳まで連動し完結するフローを構築しておりました。そこで既存の経費精算ワークフロー及び「PCAEeDOCX」の仕様をあまり変更することなく、スキャナ保存制度に対応させるにはどうしたらいいのか、資料やWebでの学習、国税庁への問い合わせなどで、対応方法を模索しました。対応するためのフローや既存ソフトのカスタマイズについて経理部門と開発部門との何回にも及ぶ打合せにより、自分たちの理解を深めることから始め、経費精算ワークフローについては既存システムを最大限に利用しつつ若干の改変にとどめ、スキャナ保存制度に対応できるワークフローの構築を行いました。



※タイムスタンプ日数：「0」なので、領収書受領日当日の精算ということがわかります。



時期(2016年~17年)	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
外部セミナー参加	◇										
情報収集	◆◆◆										
開発部との打合せ開始			◇								
自己開発連携ツール 開発開始				◇							
MajorFlow・eDOCX 連携開始						◇					
申請書提出前 コンサル	コンサルティングをアンテナハウス様(株)に依頼					◆	◆				
タイムスタンプ 付与開始							◇				
申請書 提出							◇				
東京国税局 来社									◇		
国税局 電話で資料やり取り									◆	◆	
国税局 口頭で修正項目承認											◇
本番稼働(4月1日)											◇

機能もPCAeDOCXに追加しました。

国税庁との打合せ時に一番重要と感じたことは、あらゆる方法で検索でき、改ざんされていないことが証明された正しい領収証にきちんとたどり着けるか、という点でした。決められたとおりに運用することは当然のことながら、国税職員がチェックしやすい方法で保存されていることが求められていると感じました。しかしながらPCAeDOCXの検索方法では、その検索要望を満たすことができず、検討した結果、保存内容をcsvファイルに落とし、Excelで検索する方法で解決することとなりました。

スキャナ保存制度運用開始前には、「特に速やか」サイクル時の注意点を大きなポイントに、自署必須の件、スマホ撮影時の注意事項を、全社員を対象に社内勉強会を開き、経理から説明を行いました。また、勉強会の資料及び、その後の社員からの質問に対するQ&A、経理側からの気づき事項は随時社内共有DBにアップし、今では社員がいつでも閲覧できる状態になっています。

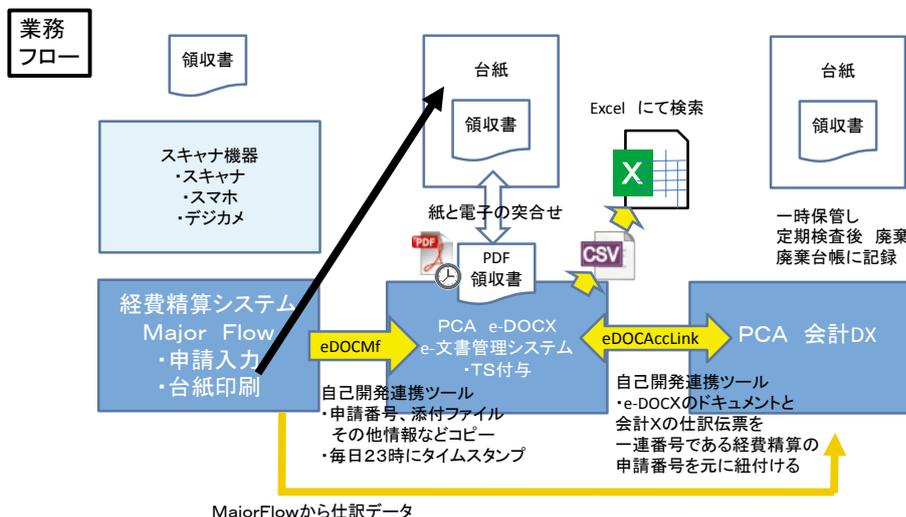
し、申請番号単位で複数の領収書を紐付けするという形に落ち着きました。

また、領収書受領からスキャンまでの期間が3日以上の場合、受領者以外の者が領収書原本と電子データの照合を行う必要があるため、その日数が把握できる

PCAeDOCXをスキャナ保存ワークフローに載せる点では、難所が何箇所かありましたが、その中でも領収書単位での検索項目の持たせ方と、そこへの領収書の紐付けが一番の問題でした。利用している経費精算システム(MajorFlow)では明細単位での領収書添付ができず、結果的に経費精算フロー内で付与される申請番号を一連番号として、PCAeDOCXで管理

### 実施による効果

スキャナ保存対応が開始され、都度社員からの質問に対応する中で思うのは、社



## Case Study



員の元々の理解度が低かったこと、また今回の対応により、スキャナ保存に関する知識を深めてもらうことができたということです。

スキャナ保存運用の浸透により、申請者は外出先からスマホ撮影により申請することが可能となり、現在では全利用者のうち15%がスマホ利用者です。また営業先等から支店・営業所に戻ることなく空き時間を利用して「特に速やか」な申請をする者が（スキャナ保存運用前の通常の経費精算ワークフローと比較して）約1.9倍増え、申請承認までの時間が96時間（4日）から8時間（当日）に短縮されるなど、業務の効率化が図られました。また、申請までの処理が早くなったことにより従来申請の締め切りに間に合わなかったものが、間に合い、精算も10日早く振込処理に回せるよう

になりました。早期に入金されることが、経費申請者にとり嬉しい効果となっています。

PC AeDOCXへのフィードバックに関しても、製品開発面で経費精算システムと連動させるために必要な入力作業や要件が明らかになり、今後の製品開発に向けて実務レベルで非常に有益な情報を得ることができました。

経理実務担当者は従来の紙の領収書に比べ、電子化された領収書を検索できるようになったことから、領収書の整理や確認作業の工数が減少しました。社内監査、社外監査時に領収書の確認を依頼された場合にも速やかな検索が可能となり、監査対応時の作業時間は減少することと考えられます。

また今後は、年1回の定期検査後に領

収書原本の廃棄が可能になるため、年間でキングジム9cmファイル24冊分、契約倉庫専用ダンボール6箱の保管スペースの減少が見込まれます。金銭面でも保管代金、郵送料等が減少し、経費削減に貢献することができました。

### 今後について

今後は毎月約700枚の請求書のスキャナ保存対応を検討していきます。

請求書を受け取った担当が、すでに支払ワークフローへ必要情報とともに入力していますが、現在、若干不足している情報もあります。それをクリアできれば、その情報をPC AeDOCXへ取り込むことで、請求情報を含むデータ保存が可能になるのではと考えています。

## 新刊紹介

平成27・28年度改正対応  
効率とコンプライアンスを高める

# e-文書法電子化早わかり

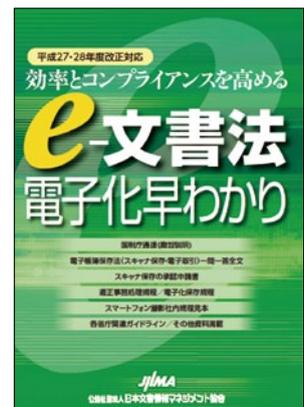
国税関係書類のスキャナ保存要件が2年連続大幅緩和！ スマホやデジカメでの記録も容認された平成28年度要件を盛り込んだe-文書法電子化早わかりの改訂版。

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)  
法務委員会 編  
B5判 (215ページ)  
ISBN: 978-4-88961-017-8  
定価 2,500円+税

- 第1章 文書情報マネジメント
- 第2章 「e-文書法」とは
- 第3章 国税関係書類のスキャナ保存
- 第4章 スキャナと画像品質

<付録>

- スキャナ保存の承認申請書 記載サンプル・要領
- 電子帳簿保存法取扱通達解説
- 電子帳簿保存法（スキャナ保存関係・電子取引）一問一答
- e-文書法対象リスト（全業種共通法令）



購入は 日本文書情報マネジメント協会ホームページ 「出版物・販売品」から

<http://www.jiima.or.jp/publishing/hanbai.html> 事務局／電話03-5821-7351

# 「破壊的イノベーション」を実践する シリコンバレー企業

JIIMA企画の「JIIMA米国シリコンバレー視察研修」(10/23出発、10/28帰国)が、総勢23名で行われました。ABBY社、スタンフォード大学図書館、サンフランシスコ市歴史センター、パロアルト研究所(PARC)、FXPAL、SAP社の6カ所を訪問視察しました。以下に、訪問先の内容についてレポートいたします。

株式会社ジェイ・アイ・エム  
株式会社アピックス

いしかわ まさと  
石川 正人  
おかもと ただふみ  
岡本 匡史

## ABBY社

(10月24日AM)

渡米翌日、まずミルピタス市にあるABBY社を訪問した。そこではABBY日本法人の菱田暁技術本部長より、同社の製品について、レクチャーを受けた。また、訪問日前日に引っ越してきたばかりとのことだったので、新オフィスの見学もさせてもらうことができた。

ABBY社は1989年に創業、本社をモスクワに持ち、200カ国を超える国々で500以上のパートナーとビジネスを展開しているAIを活用したOCR (Optical Character Reader、光



ABBY社役員と日本法人の小原さん

学式文字認識)のグローバルベンダーだ。スキャナ機器、複合機メーカーから帳票・文書管理、モバイルソフト関連法人まで各業界のリーダーがABBY社の製品を選択している。そして、金融、資源、エネルギー、製造、通信等の多業種で世界各国の大手企業で利用されている。社員は1,300名で、その他多くのフリーランス開発者や言語学者が活躍している。

まず、OCR/ICR技術(Intelligent Character Recognition、手書き文字認識)について、サポートしている言語数と認識率を伺った。ABBY社のFineReader Engineは、約200カ国語のOCRサポート、約130カ国語のICRサポートをしている。また、スマホによるRTR(Real Time Recognition)では60カ国語のOCRサポートをしている。RTRの技術は、IDカードや文書からのキャプチャ(新規入会、チェックイン、金融口座開設等)や支払い情報のキャプチャ(口座番号、合計等)で利用されている。最近では、文字の認識率が向上しており、活字は89~99%の精度、手書きの日本語は90%とのこと。認識率は、多バイト文字(日本語・韓国語等)と1バイト文字との差であり、多バイト

文字の方が認識率は低下する。

データ抽出技術、仕分け技術においては、FlexiCaptureの技術について説明をいただいた。FlexiCaptureはルールをフレキシブルに定義し、そのルールに従いデータを抽出するAIを利用した非定型帳票のOCR技術だ。これまでの単純なOCR技術でも、固有のレイアウトの文書、例えば調査票や申込書のような固定帳票の文書であれば、文字認識をした後、活用しやすいデータを生成することができる。しかし、収受する文書、例えば請求書や注文書のような項目は類似しているがレイアウトは異なる文書には対応できない。FlexiCaptureは、このような文書でも類似性のある項目の文字認識をし、活用しやすいデータを生成することができる。この技術を用いることで、請求書、注文書等のシステムへの転記事務や納品書等の帳票の仕分け事務における業務改善ができたとの、事例を紹介していただいた。

また、FlexiCaptureとRPA(Robotic Process Automation)を組み合わせることで、「会社人事情報や訃報等の表形式のものから必要データを抜き取り、Robotでレポートを作成してメールをする」というような活用もされている。将来的には「自動出荷処理」や「自動振込処理」での活用を進めるようだ。なお、これらの自動化によるエラーリカバリーは、閾値しきいちの設定で、人手による対応が適切との説明があった。



ABBY社エントランスで

ABBY社は引っ越した直後で、お忙しい時期であったのにも関わらず、大変快く迎えてくださった。そして、非常に丁寧に説明していただき、また、質問にも的確に答えてくださった。OCR技術とその活用シーンについて理解を深めることができ、充実した訪問となった。

## スタンフォード大学図書館

(10月24日PM)



スタンフォード大学図書館収蔵  
特別コレクション写真

スタンフォード大学にある図書館の一つであるCecil H. Green Library (グリーン図書館) を訪問した。最初に、Daniel Hartwig館長から、同図書館に収蔵された特別コレクションの紹介があった。ここには、1988年のNeXT Computer社時代のステーブジョブズ氏の写真や1878年のサンフランシスコのパノ

ラマ写真(横幅5m)などが展示されていた。これらの特別コレクションの一部は既に電子化して、公開されている。

次にスタンフォード大学内にあるDavid Rumsey Map CenterのSalim Mohammedさんからマップセンターの説明があった。地図技術が体感できる部屋に案内され、そこではGoogle Earthとデジタル化された古地図を重ねて見ることができた。Google Earthは、非常に解像度が高いものを使っていた。一つのモデルとして、Google Earthに1800年代のサンフランシスコの古地図を重ねた。すると、1800年代、湾岸エリアは開発されていなく、オープンスペースが多かったことが見てとれ、またAT&T Parkがあるエリアは埋め立てで作られていることが確認できた。このようなツールを使うことで、エリアごとに過去からの変遷が見られることが分かった。3Dのデモでは、角度を変えて見ることができた。Google Earthのデモでは、かなり詳細に建物の状況が見られた。また、アメリカ軍隊の調査のために作成した古地図を、現在の写真と重ね合わせたが、地形がほぼ一致している。当時は馬の背にかなり大きな機材を乗せて測っていたのにも関わらず、非常に精度が高いことは驚くべき技術である。これらの古地図は高解像度でデジタル化してつなぎ合わせているが、データ容量の制限が多く、トラブルも多いとのことだった。この部屋には、赤外線を使ったタッチパネル風の大型スクリーンがあり、スクロール、ズームやチルトを体感す

ることができた。

最後に、IIIF (International Image Interoperability Framework:トリプリアイエフ) とMiradorについてBen Albrittenさんより話を



スタンフォード大学マップセンターでのデモ

伺った。IIIFは、各サイトに保管された地図を皆で活用できるようにするフレームワークである。Miradorはそのビューワーの一つである。エピソードとして、日本の古地図のデジタル化について紹介された。1837年に作成された日本の近江の古地図が、1960年代にスタンフォード大学図書館に届いた。この地図は床に敷くようにデザインされていて、非常に大きい(7フィート×9フィート)ので通常の方法ではデジタル化できない。バルコニーの上にカメラを設置し、その下にこの古地図を置いて、少しずつ移動させて撮影した。この撮影には準備に9日、撮影に2日かかった。この古地図は、ダメージを受けているので、紙の状態の研究をするのは困難。デジタル化し、クラウドで共有化して、研究を進めることができるのは重要と考えられた。

スタンフォード大学図書館では、古文書(古地図)のデジタル化、地図技術、画像情報の共有化まで、さまざまな技術や仕組みについて教えていただき、デジタルアーカイブに興味もった。今後、地図技術やIIIFについて、継続的に調べようと思う。

## サンフランシスコ歴史センター

(10月24日PM)

最初に自治体記録のレコードアーキビストTami J Suzukiさんより挨拶があり、その後、デジタル化ポリシー責任者であるSusan Goldsteinさんよりグーテンベルクの時代の本などの珍しい収蔵品の紹介があった。また、マイクロフィルム(マイクロフィッシュ)の保存キャビネットがあり、中身についても紹介された。撮影されているものは定期刊行物(新聞)である。現在、このマイクロフィルムはデジタル化の最中であった。なお、マイクロフィルムは、デジタル化した後に、一部は廃棄するが、別の場所に移管して残すものもあるとのことだ。保存媒体として優れているからだ。

その後、同館のデジタルイゼーションセンターに移動し、図書館員のPhuong Kim Nguyenさんよりデジタル化プロジェクトについて紹介された。デジタルイゼーションセンターはGovernment Information Center (政府情報センター)の下部組織として位置づけられている。Government Information Centerは、連



サンフランシスコ市図書館前での集合写真

邦政府、州政府、地方政府の情報を集めている。定期刊行物をデジタル化し、一般の人が閲覧できるようにしている。この施設は4、5年前に設立されたが、デジタル化自体は、1990年代前半から行っている。1995年からはサンフランシスコのローカルなストリートなどの写真のデジタル化を行っており、2007年からNPOインターネットアーカイブと契約をし、政府系の資料をアーカイブし、オンライン化をしている。

最後に、最近購入した新しいスキヤナの紹介をされた。これを見るのは、我々のグループが最初のことだ。スキヤナの形は、テーブルに原稿を置き、上からカメラで撮影するものだった。撮影の作業は、足元のペダルで行う。スキャン結果はモニターに写されるので、そこで品質確認を行う。そして、TIFFとJPEGの両方を保存する。このスキヤナの制御はCapture oneというソフトで行う。なお、このスキヤナではガラスプレート（絵や文字を彫刻したガラスの板）もスキャン可能だ。この後、通常では見ることができない1900年ころのガラスプレートを見ることができた。

サンフランシスコ歴史センターでは、歴史的に貴重な収蔵物を見ることができ、感慨深いものがあった。また、政府としてデジタルアーカイブにとっても大きく力を入れていることがよく分かった。

## PARC<パロアルト研究所>

(10月25日AM)

PARCは1970年に「情報のアーキテクト」となることを理念に米ゼロックス社の研究機関として設立された。しかし米ゼロックス本体での事業に上手く活かしきれないこともあり、2002年に法人化され、米ゼロックス社の100%子会社となった。マウス、イーサネット、レーザープリンタなどの開発で知られ、現在は米ゼロックス以外の顧客とも新規ビジネスの開発を行っている。研究者は175名、30カ国から集まり、年間150の新しい発明が行われている。フィールドアクティビティは150を超える。

当日は、ビジターアレンジ部門のJohn Knights氏から研究内容

の説明があった。Knights氏はもともとエンジニアで、日本にも長く滞在した経験があるそうだ。

PARCが扱う領域は、調査、開発、製造、販売／マーケティング、サポート



PARCでのプレゼンテーション風景

のフェーズのうち、調査の後半から開発の初期にかけての破壊的イノベーション (destructive innovation) であり、技術ビジョン策定からプロトタイプ構築までである。手法は、顧客の課題に対して、ワークショップを開き解決していく工程を取っている。技術的ビジョンが見えてくれば、プロトタイプを作って、知識移転を行うとのことであった。

その後、いくつか事例紹介があったが、その中で日本の鉄道の遅延対策について言及された。鉄道の遅延の理由のひとつに「ドアが故障で閉まらない」というものがあるが、これにはドアの故障について徹底的なシュミレーションを行うことにより、ネジが緩む原因を突き止め、データを取って予兆を捉え、定期的なメンテナンスではなく、必要に応じてメンテナンスを行うことで解決するとのことであった。

またKnights氏からは、シリコンバレーは移民とその多様性によって支えられているという話や、イノベーションは20年のスパンで見ると必要があるとも言っておられ、技術進歩は非常に速く我々が今使用しているスマートフォンも20年後には笑われるだろうと想像できると話されていた。PARCで聞くと、より現実味があるような気がした。

## FXPAL

(10月25日AM)

FXPALは富士ゼロックスがPARCのような機能を目指して設立した研究所であり、50名のスタッフから成る。うち20名は博士号取得者である。取り扱う分野はIoT、AI、HCI (human computer interaction)、ビッグデータ分析などで、ミッションは富士ゼロックス及び富士ゼロックスのお客様や社会の課題を解決する技術を開発し、富士ゼロックスへ移管することにより、複合機以外の分野で富士ゼロックスに貢献することである。

まずはLinn Wilcox最高技術責任者 (CTO) から研究所の概略について説



FXPAL入口付近



FXPAL訪問を終えて

明があった。現在二つのテーマに注力して取り組んでおられ、一つ目はモダンエンタープライズであるという。モダンエンタープライズはよりオープンに協業でイノベーションが行われたり、あるいは単純作業はロボットに置き換えられていくなど、企業経営が観点のテーマである。もう一つは、新しい働き方で、どこでもいつでもコラボレーションができるという観点である。FXPALでは特にコミュニケーションツールにフォーカスしているとのこと。「よりよいコミュニケーションが理解を深める」が富士ゼロックスの理念であり、よりよいコミュニケーションがドキュメントの共有やディスカッションを助けるとの説明があった。

その後、三つの研究テーマについて紹介があった。まずは「Loco」と呼ばれるフレームワークで、屋内のロケーション情報によるビジネスが対象のテーマだった。既に屋外では「Uber(自動車配車web・アプリ)」などの破壊的イノベーションが実践されており、屋内に着目した発想が面白い。主に三つの目的の説明があり、一つ目はある領域に近づいたときの広告配信、二つ目はランドマークへの近接情報、三つ目は、屋内版のGoogleマップである。現在、LoCoを工場のラインの切り替えに適用し、アナリティクスによる分析で改善効果を確認中とのことであった。

次にDaniel Avraham氏から説明があったのはReflect Live/Focusというテーマで、これも実に面白かった。カメラを通してコミュニケーションを行う場合、話し手の視線や会話の割合をスコア化し、相手に不快感を与えている事を認識させたり、会話に割り込む回数を減らしたりするなど、カメラ越しのコミュニケーション力を向上させるものである。参考ビデオでは医師と患者の会話の様子がスコア化され、医師の「話しすぎ」が見事に可視化されていた。既にトレーニングツールとして導入したいという顧客もいるようだ。

最後に、Smart Deskについて、Patrick Chiu氏から紹介があった。紙文書をカメラで撮ってリアルタイムに相手側に送付・投影し、文字認識を行い編集するなど、現物のドキュメントがなくてもドキュメントを共有しているかのようにコミュニケーションが図れるという内容であった。

どのテーマも説明を受けるほどに、「なるほど」と感じるが多かった。しかしゼロから同様のテーマを発想し、形にするのは容易ではないだろうと思う。どのテーマも発想を具現化していく過程として非常に興味深かった。

## SAP社

(10月25日PM)

SAP社はドイツに本社を置き、社員8.3万人、売上2.6兆円、時価総額が14兆円という巨大企業であり、シリコンバレーにおける最大のアウトサイダーだ。シリコンバレーには40ヶ国から約4,000人が駐在しており、進出して既に25年になるという。4,000人のうち日本人は2人だけということであったが、その一人であるグローバルカスタマーセンター・イノベーション開発スペシャリストの坪田駆氏からデザイン思考のビジネスフレームワークについてSAP社での経験を踏まえた紹介があった。

前提としてSAP社はここ数年で急成長を遂げたと告げた。設立から45年を数える企業がこの5年間で、売上げ、株価、従業員を2倍にし、営業利益は2.6倍となった。ERP一本から多角化に成功し、2017年は非ERPのビジネスが全体の6割を占めるほどになったという。

坪田氏はイノベーションの鍵として「3つのP」を挙げられた。「People」「Place」「Process」である。Peopleは国や性別、年齢を超えて交わる多様性のことであり、Placeは城下町から離れ、既存業務とのシナジーやコラボレーションに捕らわれず、新規事業を生み出すために切り離された土地であること。これがまさにシリコンバレーであり、指揮系統まで分離するなど徹底されている。そしてProcessは人に焦点を当てるというデザイン思考に基づいたフレームワークである。課題に対していかに正しく論理的に解決へ導くかが鍵のビジネスシンキングと違い、自分たちが解決したい課題であるか、イノベーションを与えたい人たちに本当に役に立つのかということを本質的に問いかけることがフレームに取り入れられている。

またERPシステムを販売する会社でありながら、会社への愛



SAP社プレゼンテーション画面

着心や社員定着率、温暖化ガス排出量などの非財務指標にも着目し、定量的に分析を行い、営業利益に貢献すると定義し評価指標としても採用しているとのこと。そのイメージとのギャッ

プに感銘を受けた。

しかし綺麗事ばかりではない。繰り返し述べられていた事として、SAP社も山ほどの失敗を繰り返しているそうだ。チャレンジを重ねる中で、たまたま上手く行ったもので6割の事業ができていると話をされていた。あのGoogleでさえ、働く社員達はGoogleは世界で一番失敗をする会社だと思っているらしく、それがシリコンバレーのスタンダードらしい。多様性豊かなシリコンバレーにあって、人に焦点を当てたチャレンジを繰り返し、失敗の中から成功をサルベージする、そのようにイメージした。

SAP社の坪田さんのお話には迷いがなく、実に堂々とされており本当に印象深かった。最後に年齢を尋ねたところ29歳とのこと。これも多様性の成せるところだろうと思う。シリコンバレーでイノベーションが生まれ続ける、その理解が少し深まったような気がした。

訪問先の詳細レポートは以上です。

今回は、2日間で6カ所の視察となった。ソフトウエアベンダー2社、研究拠点2社、図書館とアーカイブセンター2カ所の訪問であった。自由視察の一日を経て最終日には参加者有志で



最終日のレビュー会の模様

レビューと打ち上げを行ったが、特に2日目のSAP社をはじめ、シリコンバレーでの「破壊的イノベーション」の実践事例に触れ、参加者の多くが共感を得られ、今後のビジネスモデルの参考にしたいとの声が上がった。

訪問先の選定にあたり、国立公文書館・富士ゼロックス・ABBYY社にご協力をいただきましたこと、この場を借りて御礼申し上げます。JIIMA事務局

# EM2015 プライベートクラウド・エンタープライズシステムは

# QCD+S で理想的な運用を実現します。

- Q ……品質の向上
- C ……コストの削減
- D ……納期の順守
- S ……セキュリティの強化

JIS029キーボード



※信頼性と耐久性に優れた「静電容量方式(無接点)」を採用しました。  
※キーの荷重が30gのため、指への負担が少なく疲れにくい設定です。



株式会社  
ハツコ-エレクトロニクス

■お問い合わせは  
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-8  
Tel.03-5645-1561 FAX.03-5645-1563  
sales@hatsuco.co.jp  
<http://www.hatsuco.co.jp>

# スピーディーな情報共有で 業務効率化を支援



ドキュメントハンドリング・ソフトウェア

## DocuWorks 8

<http://www.fujixerox.co.jp/>

富士ゼロックス株式会社 〒107-0052 東京都港区赤坂9-7-3

ご意見、ご相談などはお客さま相談センターへ。0120-27-4100 | 受付時間 9:00～12:00 / 13:00～17:00 (土・日・祝除く)

Xerox、Xeroxロゴ、および Fuji Xeroxロゴは、米国ゼロックス社の登録商標または商標です。

# 戦国時代から歴史をアーカイブする —— 岐阜県歴史資料館



織田信長にゆかりのある岐阜市。信長公が「岐阜」と命名<sup>1</sup>し今年で450年を迎えた。これに因んださまざまなイベントが展開される賑わいのある街である。まさに「信長で街おこし」だ。JR岐阜駅からバス・徒歩で20分ほど、岐阜城のふもとの岐阜県歴史資料館を訪れ、資料係の入江康太主事にお話を伺った。

※2017年11月取材時の情報でお届けしています。

JIIMA 広報委員会  
委員 なが い つとむ 長井 勉

**広報委員** 昭和52年に開館され今年で40年目を迎えたそうですが、まずは開館までの経緯を伺います。

**歴史資料館** 県史編さん事業が昭和38年から48年にかけて実施され、全22巻を刊行しました。その際、調査の中から多くの古文書、行政資料などが確認されました。そこでこれらの貴重な歴史資料が散逸しないように整理して利用に供する施設が必要になったのです。まず昭和49年に総務部に史料館準備室を設置しました。そして昭和51年、収蔵庫工事を終え、昭和52年には本館が建設されました。開館は昭和52年7月1日です。建物の外観は城をイメージして造られています。

**広報委員** 県史編さん事業の開始から施設建設の構想はあったのですか。

**歴史資料館** 県史編さん事業を進めている中で史料館建設の意見が出たようです。それ以前はこのような施設は県内にありませんでした。

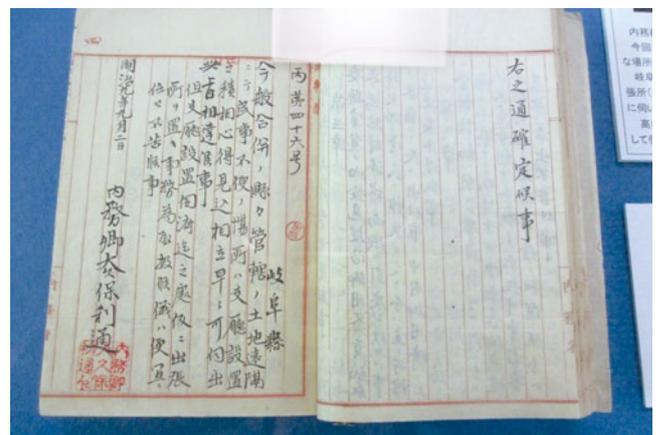
**広報委員** 収集時にはどのくらいの資料点数がありましたか。

**歴史資料館** 開館時には行政資料が約1万冊、古文書が約6万6千点でした。開館後も県庁から廃棄される公文書から重要と考えられるものを収集し、県内外からも貴重な歴史資料が寄贈・寄託されました。当館所蔵資料のうち代表的なものが飛騨郡代高山陣屋文書と美濃郡代笠松陣屋文書です。前者は約2万4千点、後者は約7,400点あります。いずれも江戸幕府の地方支配のあり方を知ることのできる貴重なものです。これらは

最初、県庁書庫にありましたが、昭和35年に県立図書館へ移管され、目録が作成されました。当館には開館後に移管されました。今では歴史資料が約43万点、その他、明治4年から平成23年までの県行政文書が約3万冊あります（平成29年4月1日時点）。

**広報委員** 貴重な歴史資料が長い間、大切に保管されていたのですね。

**歴史資料館** たとえば高山陣屋文書の場合、元禄5年（1692）



明治9年、県内に支所を置くことが許可された通知書

1 「岐阜」命名に関しては、①信長自らが命名、②信長の命を受け政秀寺の僧侶・沢彦宗恩が提案、③崇福寺住職・柏堂景森が進言したという諸説あり。岐阜市信長公450プロジェクト <http://www.nobunaga450.jp/>



岐阜の歴史を伝える展示

に飛騨国が幕府領となると、その統治の中心として高山陣屋が置かれました。明治時代以降も高山陣屋は飛騨地域の政庁として筑摩県高山出張所や岐阜県の支庁として使用され、江戸時代から明治時代までの資料類がまとまって保存されていました。ちなみに高山陣屋は建物が存在する唯一の天領陣屋です。郡代文書が当館のようにまとまって残っているのは珍しく、全国各地の学生から研究者まで幅広く利用されています。

**広報委員** 笠原陣屋文書とはどのような内容のものですか。

**歴史資料館** 美濃国の幕府領支配を担当した美濃郡代の文書です。元禄期から明治期に至る木曾三川(揖斐川、長良川、木曾川)の治水に関するものが中心です。美濃郡代は美濃国の治水事業を旗本高木氏と共に統括していたため、多くの治水関係資料が残りました。特に薩摩藩による宝暦治水に関するものがよく残っています。

**広報委員** 入館してすぐに展示が目につきました。どのような展示会をされていますか。

**歴史資料館** つい先日までは、開館40周年事業として「岐阜の歴史を伝えるもの」をテーマに資料展を開催していました。戦国時代から現代までの現物資料を見ていただき、岐阜の歴史の流れを紹介しました。こうした展示を通して当館資料に親しみや関心を持っていただければいいですね。

**広報委員** 年間の利用数はどれくらいですか。

**歴史資料館** 入館者は約2千名です。閲覧資料数約1,800点、資料撮影は約1,700件です。

**広報委員** 明治期以降の公文書を約3万点も保存されているということですが、ファイリングのルールなどはどのように？

**歴史資料館** 現在、岐阜県庁では公文書を箱型フォルダーに保管しています。また、明治期の公文書はある時期にテーマ別に綴じられたようです。

**広報委員** 現用から非現用を経て、歴史公文書となる手順などをお聞かせ下さい。

**歴史資料館** 公文書管理は総務部の法務・情報公開課が担当し、保存期間が満了した文書を対象にして年度末に廃棄リストを作成します。その中から当館が選別して毎年夏に受け入れます。当館の所管も同じ法務・情報公開課ですから、その現地機関が当館ということになり、うまく連携がとれています。

**広報委員** 最初から総務部門が担当されていたのですか。

**歴史資料館** 開館後しばらくは総務部総務課でした。その後教育委員会へ移され、平成16年に地域県民部県民政策室の所管となりました。今は総務部の法務・情報公開課の現地機関となっています。

**広報委員** 移管された歴史文書はどのように扱われていますか。

**歴史資料館** 公文書は移管後、対象文書を整理し、EXCEL形式で文書フォルダーの名前、フォルダー番号、細目録を入力します。文書の作成・収受から30年経過後にホームページで目録を公開、閲覧等利用に供しています。中には個人情報がある文書もあるので確認し公開しています。今年では279フォルダーが歴史的公文書として選別されました。選別された歴史的公文書は期限満了文書の5%程度です。

**広報委員** 県民向けに講座などは開催していますか。



整備された目録。カウンターに設置しているのでいつでも手に取って調べられる

**歴史資料館** 月に2回の古文書講座があります。所蔵している古文書を利用して開催しています。1回20名ほどが参加されます。古文書が読めるようになると、歴史や背景がわかってだんだん楽しくなるようです。開館40周年を記念した歴史講座「織田信長と美濃の武士」と「近代公文書に見る岐阜県」は11月に開催しました。歴史講座では関連する資料の原本を見ていただきながら、その内容や背景を解説しました。

**広報委員** 貴館のホームページから「授業にも使える当館所蔵史料」の案内を拝見しました。デジタル画像がきれいですね。

**歴史資料館** 画像に加えて、詳しい解説文も掲載していますので、授業だけでなく、多くの方々に利用していただいています。

**広報委員** 県内42市町村向けに歴史資料保存協会がありますが公文書館の普及につながっていますか。

**歴史資料館** この会は歴史資料、特に文書資料の調査・保存を通じ会員相互の連絡・提携を図ることを目的としてできたものです。毎年夏に古文書読解講習会を会に委託し、県内6会場でのべ1,000人以上の方に受講いただいています。また県内には当館の他に高山市にも公文書館があります。

**広報委員** 歴史資料のデジタル化や「明治150年施策」関連での取り組みはされていますか。

**歴史資料館** 閲覧申請があった資料で劣化の著しいものについては、デジカメで撮影し複製物を公開しています。「明治150年」に関しては現在検討中です。

**広報委員** これからの貴館の計画は？



目録を作り、公開に繋げていきます。と入江主事

**歴史資料館** 公文書については、移管後順次目録作成がされるようになってきました。古文書の目録作成は60%程度ですので、公開の基本となる目録の作成を進めることです。限られた人員ですので、展示の仕事も進めつつ行っていきます。

**広報委員** 豊富な歴史文書が保存されていますから、未公開の歴史文書を広く県民の皆さんに公開して行ってください。本日はありがとうございました。

#### 岐阜県歴史資料館

[http://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/bunka/bunkazai/21402/index\\_6459.html](http://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/bunka/bunkazai/21402/index_6459.html)

〒500-8014 岐阜市夕陽ヶ丘4

開館：昭和52年7月

施設：地上3階建 面積3,600㎡ 建屋延床面積 1,783㎡

所蔵資料：行政資料約3万点、歴史資料約42万8千点

開館時間：午前9時～午後5時（土日曜日、祝祭日、年末年始 休）

交通案内：JR岐阜駅・名鉄岐阜駅よりバス15分・徒歩8分

## インタビューを終えて

文化庁は平成27年4月に岐阜市を『「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜』として日本遺産第一号に認定した。その理由は戦国時代、織田信長が岐阜城を拠点に天下統一をめざしたことその他、宮殿と城や自然環境を利用してのおもてなしの空間をつくり、訪れた外国人宣教師を魅了させ「地上の楽園」と言わせたことだという。それらは今でも継承され独自の文化を醸成している。市内には岐阜県美術館、岐阜市歴史博物館、岐阜市科学館、岐阜城資料館、長良川うかいミュージアム、ギフチョウの命名者である名和靖が開館した名和昆虫博物館、加藤栄三・東一記念美術館など歴史文化施設が岐阜市内に点在し、豊かな文化財を大事に守っている。訪問した岐阜県歴史資料館は約43万点の貴重な歴史資料を所蔵し、取材時の資料展では戦国から現代までの岐阜の歴史をダイナミックに俯瞰できた。実際、所蔵レガシーが多すぎて主催者も紹介に迷うほどだそう。

今後の課題は残り40%の歴史資料の目録作りを鋭意進めることであると聞いた。毎年発生する非現用から歴史公文書の整備と併せて

大事な事業に時間はかかりそうだ。

さてインタビューの中で話題になったホームページの「授業にも使える当館所蔵史料」に触れたい。信長の全国統一のエピソードとして紹介でき、信長の知略を読み取れる「小武弥三郎宛信長朱印状」のデジタル画像、また廃藩置県が大名の反対もなくてできたかを探るための「損斐川長良川中須川村絵図面」のデジタル画像など合計24件を見ることができる。コメント、教科、単元名、活用の仕方が記載され、ひと目で分かりやすい。小学校から高校まで授業の補足教材として手軽に利用できる点では他の資料館では見られない教育アーカイブズといえよう。デジタル化の時代、また「明治150年」を来年に控え、斬新な企画でもある。

思い付いたことだが、開館40周年の資料展終了後は一部の展示の現物をレプリカに替えて徒歩圏内にある集客の高い岐阜公園内の歴史博物館で常設展示したらどうだろうか。そうすれば歴史資料館の知名度がぐっと高まるだけでなく、公文書の大切さを知ってもらうよい機会になるに違いない。

## 第7回(最終回)

## 特定個人情報との関係

牧野総合法律事務所弁護士法人 (JIIMA顧問弁護士) <sup>まきの じろう</sup> 牧野 二郎

## はじめに

今回は、個人情報保護制度と別の制度になっている税法・社会福祉関連の番号法(マイナンバー法)との関係を整理します。マイナンバー法(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」平成25年5月31日成立、最終改正平成29年5月24日、同施行同年5月30日)は、「個人情報保護法」「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の特例として定められました。

特例を定めるというのは、基本法はこれらの個人情報保護法等であることを前提に、基本的な考えは個人情報保護法等に立脚しつつも、法目的の異なる点を指摘して、特定の条文や制度を排除して、法目的を実現する、というものです。

マイナンバー法の個人番号を含む個人情報は特定個人情報と呼ばれています。したがって、特定個人情報もまた個人情報ですから、個人情報保護法の適用があり、個人情報としての保護が必要となります。個人情報保護法2条2項、同法施行令第1条6号で、マイナンバーが個人情報(個人識別符号)であることが明記されています。つまり、民間事業者は特定個人情報を個人情報として慎重に取り扱わなければならないことになります。

それに加えて、マイナンバー法としての新たな義務及び厳しい制限がかかることになります。

同法の目的は、行政機関(主に課税当局)が、国民の所得を正確に把握して、適正対応をするためのものですから、行政目的のために利用するものであって、それ以外の目的での利用は禁止されなければなりません。したがって、原則的に、民間の事業活動での利用は想定していません。

ただ、特定個人情報(番号情報及びこれに結びついた各種の個人情報)自体は、給与支払義務者や経費の支払者など支払いを行う立場の者(民間事業者)が、特定個人情報の主体である本人から取得することになっていますので、一次的には民間事業者の保有する情報になります。事業者は、行政手続きが必要とする情報を、本人から取得して行政に手渡しするという中間的

な立場に立つのですが、ただ、一次的には自らの管理下に置かれるため、その利用目的が行政目的のみであることを明示して、民間事業への利用を禁止し、さらに第三者提供等を禁止するといった対応をしなければなりません。

ただ、現実には事実上、個人番号の提出拒否が可能となり、本人には処罰規定などはないため、本人の拒否があった場合には事業者は特定個人情報を取得できず、行政に提出できないという事態が生じますが、現時点ではそのことは止むを得ないとされています。

ここでは民間事業者(企業及び組織、個人事業者など)が、その取扱いに対して、どのような点に注意すべきかを、個人情報保護の視点から見ていきます。

## 限定される利用目的

マイナンバー法は利用目的が厳しく限定されていますので、民間事業者は個人番号の入った情報(特定個人情報)を、自らの事業目的で利用することはできません。同法9条では、利用範囲として行政機関等が、法に指定された行政手続き、その事務処理に利用できるとしており、民間事業者の利用は認めていません。

したがって、企業などが、行政庁等へ提出する以外に、自社の社員を管理する目的など自社の業務のために個人番号を利用することは認められていないのです。事業者は、通常の個人情報とは別に管理し、混同しないようにしなければなりません。

## 第三者提供禁止

マイナンバー法19条では、特定個人情報の提供の制限として、同条の規定する場合を除いて第三者提供を禁止しています。同条が認めるのは、本人やその代理人が行政機関(個人番号利用事務実施者)に提供したり、その所属する企業(個人番号関係事務実施者)に提供したりする行為(同法19条1項3号「個人番号利用事務等実施者」として、上記両事務実施者が想定されています。同法12条の規定による呼称)で、そのほかは企業が株

式を社債、株式等の振替に関する法律に基づき、関係情報を株式を管理する証券保管振替機構に提供する場合が適法な第三者提供とされています(同条1項11号)。

このように限定された範囲で第三者提供が認められているのみで、個人情報保護法の規定するような仕組みは排除されており(同法30条3項により個人情報保護法23条から26条に規定される第三者提供制度のすべてが提供されないこととされている)、19条所定以外の第三者提供は許されないこととなります。企業としては注意を要するところです。

### 委託する場合の注意点

多くの企業では自ら特定個人情報を取り扱うことが困難であったり、リスクが多いということから、専門事業者に対してすべての作業を委託するという対応がとられています。専門事業者は、セキュリティ対策を徹底し、高度な情報処理システムを構築して、多数の企業から特定個人情報の処理業務を受託しています。こうした事業者は、委託者ごとに厳重なファイアウォールを設定し、作業員の教育・監督も十分に行い、安全で確実な事務処理を確保しているとされているので、自社で作業するよりも数段安全な対応をしているということが出来ます。また、企業としては、特定個人情報、個人番号を保有していても、自らの事業活動に対しては一切利用できないわけですから、自社保有としても、それを自身で処理することのメリットもないのです。したがって、できるものであれば外部事業者に委託するのが理想と言えます。

ただし、マイナンバー法では、事務処理の委託も、再委託も認められています(同法10条)が、再委託については委託と同等の責任があるとされています。委託者の監督義務(同法11条)としては、委託先事業者の安全管理措置が確立している必要があることから、受託者に対する必要かつ適切な監督をしなければならないとされています。この規定は個人情報保護法22条の委託先監督責任の規定と同様のものとなっています。

個人情報保護法には再委託先の監督の明文規定がありませんが、マイナンバー法ではその点まで規定されていることから、法としては、より強い監督、綿密な再委託先に対する監督も行う必要があるという立場であることがわかります。

### 保有個人情報の公表

マイナンバー法は、個人情報保護法27条以下の規定を排除す

ることなく、それらの規定を遵守するように求めるものとなっています。

したがって、個人情報取扱事業者(5,000件要件がなくなったため、ほぼすべての事業者となる)は、従業者の情報や株主の情報、賃貸借関係の情報、弁護士・司法書士・税理士などの報酬を支払っている場合などにおいて番号情報を保有します。

こうした関係者に対して、保有個人情報として取り扱う必要があることから、事業者は、どのような情報を保有しているのか、どの目的で使用するのか、開示請求等の手続きはどのようにするのかなどを「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」(個人情報保護法第27条1項本文)に置く必要があります。「本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)」とは、同法のガイドラインでは「ホームページへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。必ずしもホームページへの掲載、又は事務所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。」としています。

結局、事業者としては、「本人が知ろうとすれば、知ることができる状態」、すなわち「常にその時点での正確な内容」を本人が知り得るという関係にしておかなければならないのですから、事業者のホームページなどでしっかりと明記しておくことになるでしょう。

### 開示請求等への対応

特定個人情報の場合も、通常の個人情報と同様に、開示請求、訂正請求、利用停止請求の対象となります。したがって、そのための手続きを明確にしておく必要があります。

個人情報は各社が自ら保有するでしょうから、開示請求や訂正請求に対しての対応は迅速にできると思います。ところが、多くの企業が、特定個人情報については、外部事業者に委託していることが多いので、こうした開示請求や訂正請求が来た場合の対応が遅延しがちです。もちろん、こうした請求対応についても外部事業者に委託しておいて、対応してもらうこともあるでしょうが、そうした場合でも、委託先との綿密な対応、連携は必須となります。

開示対応、訂正対応の作業自体は、受託者には判断できません。こうした情報の内容そのものの変更に關しては、内容についての判断をしなければならない立場にある事業者自身が迅速に判断し、指示を出さねばなりません。

同様な問題は、自身で保有して、事務処理をしている場合、あるいは、税理士事務所、社会保険労務士事務所などに委託している場合にも起きますので、開示請求対応などの制度整備も必要となります。

### 罰則に注意

マイナンバー法と個人情報保護法の大きな違いの一つに、刑事罰則の大きさが有ります。個人情報保護法の場合には、違法な第三者提供などの限定的な場合だけが規定されていましたが、マイナンバー法の場合にはかなり多様な規定が設けられています。

- ① 利用目的外の第三者提供行為。正当な理由がないのに、業務上取り扱った「特定個人情報ファイル」を提供した場合には、4年以下の懲役、200万円以下の罰金が科せられます(同48条)。
- ② ①と同様に、「個人番号」を、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、「提供」「盗用」した場合には、3年以下の懲役、150万円以下の罰金となっています(同49条)。  
いずれも大変重い刑罰が規定されているのが特徴です。
- ③ このほかにも、不正な個人番号の取得行為(3年以下の

懲役又は150万円以下の罰金(同51条)もあります。

- ④ さらに注意すべきは、個人情報保護法同様に、両罰規定が盛り込まれましたので、上記のような犯罪が行われた場合には、それらの行為が「業務に關して」行われていた場合には、その法人をも処罰するとして、同等な罰金刑を科すことになっています(同法57条)。

企業としては、マイナンバー法の趣旨を正確に理解して、関係者がそれに違反しないように、十分な教育を行い、指揮・監督を実施しておかなければなりません。そうした地道な監督を実施している場合には、過失であるとの認定がなされて、免責される可能性があります。そのためにも十分な対応をしておく必要があります。

### おわりに

今回まで、7回にわたり個人情報保護法への対応を解説してきました。個人情報は利活用すべきものであって、ただ保存しているだけでは漏えいの危険を抱えるだけで、健全な事業活動とはいえません。個人情報を十分に活用して、同時に安全管理対策を実施し、想定どおりの利用を実現するための体制整備を実施してください。

特に、最近では、委託先からの情報漏えいが増加していますので、十分な監督を行うように制度整備してください。

皆さんの事業活動が、個人情報を活用して、生産性を向上させることを心から祈念しております。





## お好きな写真と文字による 世界に一つの贈り物専門店

**sense121** (センスイチニイチ) とは…

株式会社アピックスの提供するパーソナライズドワイン・吟醸酒のe-shoppingサイト名称です。企業・個人のパーソナライズド需要として、「お名前入りラベル」をあしらったお洒落なお酒のネットショッピングが可能になりました。酒造メーカー・酒販店から一歩違った視点で、ギフト・ノベルティ市場に挑戦します。

**APIX**  
株式会社アピックス

■ 本社  
〒541-0059 大阪市中央区博労町1-2-2  
TEL.(06) 6271-7291(代) FAX.(06)6271-7296  
URL <http://www.apix.co.jp> E-mail [info@apix.co.jp](mailto:info@apix.co.jp)

■ 東京支店  
〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8 新富町管和ビル  
TEL.(03)5879-7291(代) FAX.(03)5879-7296  
Online shopping <http://www.sense121.com/>





IS 612404

# 経費精算に革命を!

インタビュー

株式会社BearTail



<https://beartail.jp/>

東京都千代田区岩本町2-17-2 秋葉原サウスイーストビルディング5階

・事業内容：家計簿アプリケーション「Dr.Wallet」  
経費精算アプリケーション「Dr.経費精算」の開発運営

・創立：2012年6月26日

・資本金：316百万円

## 無駄な時間を世の中から省きたい

株式会社BearTailは創立5周年を迎えたベンチャー型の企業です。スマホやWebでご利用いただく経費精算等の仕組みの開発・サービスをしています。

起業は代表が20歳で筑波大学の学生をしている時に、仲間と最安値自動注文代行サービスを開発したのが始まりです。当時、とある製品価格を比較しているサイトを利用していた時に、あらゆる製品を横断的に検索・比較し、最安値のサイトを表示するシステムができれば便利ではないかと考えたのです。ユーザーが検索するとその場で最安値情報を提示し、受注・支払までを自動化できれば、多くの人に利益がもたらされる。これはビジネスになると思ったのです。

しかし実現は困難を極めました。製品比較をする上で同一製品を扱うサイトは数百もあり、最適な購買をさせることは難しいと分かりました。

そこで「買い物の後」に視点をシフトさせ、現在はコンシューマー向けに簡単に家計簿をつけることができる「Dr.Wallet」と企業向けに経費精算を容易にする「Dr.経費精算」というサービスを提供しています。

社名は、志を大きく「社会の道標になろう」という思いで、北極星を意味する「BearTail」としました。無駄な時間を省き、豊

かな時間をつくっていただくための道標となるのが目標です。業務内容は創業当時と変わりましたが、「何を買うかで人生が変わる」と常々思っていますので、一貫してお金の使い方に関連するサービスを提供しています。

## 製品投入は電帳法改正をにらんで

方針転換で最初に着手したのは、家計簿アプリの開発です。家計簿は毎日つけるのが理想ですが、日々の生活の中で忙しさからできない人や、面倒になりやめてしまう人がいます。そんな中でも手軽に家計簿をつけることができれば便利だろうと考えました。Dr.Walletはレシートをスマートフォンで撮るだけで、家計簿にすることができるアプリです。撮影されたレシートから購入内容を正確にテキスト化し、カテゴリーに分類され、画像を送ってから2時間以内にデータ化して返します。現在では120万人にダウンロードされ、利用の7割は主婦層です。

次に開発したのが企業向けの経費精算のサービスです。家計簿は個人、経費精算は会社と、一見違うように見えますが、経費を管理するという点では同じ地続きのものです。領収書の電子化は当時、法的な要件が多く、電子的な運用はなかなか進まないと感じていましたが、2015年の電子帳簿保存法の改正がこの経費精算サービス開発へ肩を押しました。これで経費精



### オペレータによる人力 「領収書」データ化代行

※2,000人を越えるオペレータが24h365日稼働



### クレジットカードや電子マネー情報の 自動取得

※50を越えるクレジットカードやモバイルSuicaなどの情報をデリデーで情報取得



### 最先端言語を用いたWEB・ アプリプログラミング

※経費データを会社の規程に応じて自動分類、申請書を自動作成  
※PC、iPhone/Androidのいずれでも、どこからでも経費申請・承認が可能な環境を実現

Dr.経費精算を支えるテクノロジー

算関係書類の電子化が進む、大きなマーケットがあると考え、参入に至ったのです。2016年にリリースし、現在では300社以上の会社に導入いただいています。

## 正確な集計を2,000人のオペレーションで実現

この二つのサービスはある共通の基盤によって支えられています。それは2,000名を超える在宅入力オペレーターの存在です。オペレーターは、クラウド内にある撮影されたレシートや領収書の画像を目視し手入力をしています。正確性を期すために複数人で入力する体制、間違いをなくすためにプルダウン形式で入力するシステムや、複数で確認する相互チェック体制を整えました。精度は99.98%を誇っています。

オペレーターの選別は厳しく、経費精算サービスにおいては特にエリートワーカーを抽出し、情報リスクに対応できるよう個別に契約を結んでいます。また会社としてPマークを取得していることはもちろんですが、レシートや領収書の情報をバラバラにしてから各オペレーターが入力することでお客様情報の秘匿性を高めています。

社内システムのセキュリティについても、外部からわざと攻撃をしてもらうなどのセキュリティ監査を定期的に行っています。金融機関の株主もいるため、金融機関が必要とするセキュリティ水準をクリアするほどの高いセキュリティが認められています。

## 自社実践でより実用的なアドバイスを

弊社の経費精算のサービスは、自社で実践することから始め

ました。実際にお客様にサービスを提供するうえで、経験が必要だろうと考えたのです。法を解釈するためにさまざまな人から話を伺ったり、国税に相談したりと、初めは申請書を提出するだけでもなかなか大変でしたが、今ではこの自社実践で得た知恵が、お客様に安心して導入を検討いただけるきっかけになっていると実感しています。

意外だったのは、大手企業のニーズが高かったことです。電子帳簿保存法への対応は、中小企業やベンチャー企業が多く受け入れると考えていたのですが、経費精算による削減効果に対する期待や、大きな改革をしたいという大手企業の声が多数ありました。

導入する企業には、既存のシステム・会計システムとの連携や、運用の仕方もそれぞれにあるため、税理士やSIベンダーと連携してアドバイスさせていただき、電帳法スキャナ保存の適用を手助けしています。

## 電帳法スキャナ保存の普及拡大を願う

JIIMAに入会したきっかけは、電帳法スキャナ保存対応ソフトとして認可を受けたいというものでした。Dr.経費精算が法的要件をクリアしており、実用的なサービスとなっているかを第三者の目線で評価していただきたいと思ったのです。

また文書管理について多くの情報が得られることや、弊社のパートナー企業・関連会社がJIIMAに所属しており、紹介していただいた経緯もあります。JIIMAのソフト認証を受けて今年の10月、eドキュメントJAPANに出展し製品をアピールさせていただきました。直接お客様の声をいただき、その後の商談にもつながっているので、非常に有益な入会となっています。

弊社にとってJIIMAに期待することは、電帳法スキャナ保存をユーザーにとってより有益なものにさせていただくことです。規



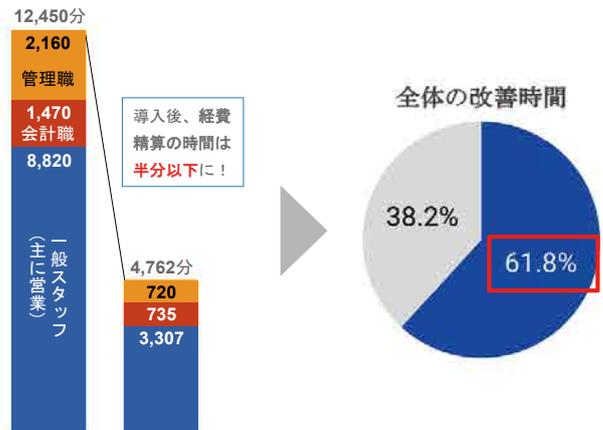
今後も「時間を見出す」ことに注力していくと語る  
代表取締役兼CEO 黒崎 賢一(左)  
シニア・マネージャー 安藤 正平(右)

制が緩和されたといっても、やはりまだ要件をクリアすることが難しい場合や、ユーザーにとっては手間になることが多々あります。要件緩和の要望は、一企業のものだけでは届きにくいものです。JIIMAから発言していただくことによってさらなる緩和が進み、ユーザーに導入されやすい制度になって欲しいと願っています。

### さらなる業務の効率化をめざして

次のステップとして電帳法対応では、領収書だけでなく、請求書にも範囲を広げて行こうと考えています。経理は営業が受け取った請求書を処理することが大変な手間になっています。そのため、こうした請求書をスキャナに通していただき、弊社のサービスがそれをデータ化し、自動で支払調書を作成しお返しすれば、経理の月末処理などが大幅に短縮されます。こちらの機能は今年春にはリリースしたいと思っています。

また会社としては「無駄な時間を減らせる領域はどこか」を常に模索していますので、今後ともは経費精算から地続きとなる



Dr.経費精算導入例  
社員約160名のサービス業の会社での実証実験結果

サービスを検討しています。たとえば出張手配サービスです。出張を申請すると自動的にチケットが手配され、経費精算データまで一気に通貫で作成できるというような仕組みです。

これまで行ってきた、お金の使い方に関連するサービスを一層広げていくことで、働き方改革に貢献し、皆様の豊かな時間を作ることができればと考えています。

## 国税庁 関連取扱い通達・Q&A 全文掲載!

# 平成27年度改正・平成28年度改正 準拠 税務関係書類の電子化保存 運用ガイドライン Ver.4.0

### おもな内容

#### ●第1章 平成27年度税制改正準拠

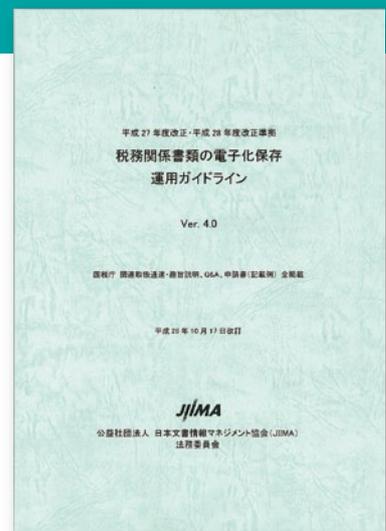
電子化文書の作成、運用及び保存に関する理念  
管理組織  
統括管理責任者及び管理責任者の債務  
適正事務処理要件  
利用者の債務  
実務責任者の債務

システムの機能要件  
機器の管理と運用  
適正事務処理要件による定期的なチェック  
マニュアル及び管理記録の整備  
教育と訓練

スマートフォン画質サンプル  
など一挙掲載!!

#### ●第2章 平成28年度税制改正準拠

追加改正の目的  
重要書類を受領した者が読み取る場合の要件  
一般書類を受領した者が読み取る場合の要件  
スマートフォン等で税務関係書類を読み取る場合の留意事項



購入はJIIMAホームページ[出版物・販売品/ガイドライン・解説書]へ  
[http://www.jiima.or.jp/publishing/hanbai\\_cd.html](http://www.jiima.or.jp/publishing/hanbai_cd.html)

頒布価格 **3,500円(会員 3,000円)** / 税込

お問合せは **JIIMA事務局 03-5821-7351**

# 第40回 日本イメージ情報業連合会(ISU) 東京大会2017

## ネットワークでつながるアーカイブズ——イメージ情報業の未来を拓く——

日本イメージ情報業連合会 事務局 なが い つとむ  
JIIMA広報委員会 委員 **長井 勉**

全国のイメージ情報サービス会社が集うISU大会が2017年10月13日、東京ドームホテルで開催（参加者約130名）した。ISU井上信男会長は「43年前に第1回大会（当時は全日本マイクロ写真業連合会）が開催された年は、商業帳簿などの重要書類のマイクロフィルム化が認められた年だった。そしてマイクロフィルム市場が拡大した」と振り返り、「今では電子化が進み、税務書類のスキャナ保存の要件が緩和された時代になった。今大会は『ネットワークでつながるアーカイブズ』をテーマに、参加の皆様とビジネスチャンスを探りたい」と挨拶した。今大会では賛助会員の協力による展示PRコーナー、基調講演、講演、パネルディスカッションと多彩な構成となった。JIIMA eドキュメントJAPAN最終日と重なったため、参加できなかった皆様のためにも、講演の模様をダイジェストで紹介したい。

### 基調講演 国立公文書館の現状と今後の課題

国立公文書館 加藤 丈夫 館長



内容は大きく分けて、1 国立公文書館の現状、2 新館の建設に向けた取り組み、3 国立公文書館が取り組んでいる重点課題の三点であった。まずは昭和46年開館から現状、諸外国との比較、アジア歴史資料センターの概要、そして今後求められる新館建設の機能を説明した。今後取り組む課題は、積極的なデジタル化の取り組みによるデジタルアーカイブ化の促進、積極収集にあたっての基本的な考え方とアーキビストの確保と育成であるという。最後に「明治150年」への取り組みは、特別展の企画、明治期文書のデジタル化、地方の公文書館へアーカイブ化事業の助言などであることを紹介した。

### 大学文書館の伸びしろと課題

東京外国語大学文書館 倉方 慶明 研究員

東京外国語大学文書館は平成24年に学内に文書館（現在86国立大学のうち12大学にあり）を開館し、その後、国立公文書館に類する機能を有するものとして、公文書管理法に基づき定められた施設である。倉方氏は「国立公文書館等」に指定された館の取り組みと特徴を語った。その特徴の一つに「大学と地域連携」（地方創生につながる域学連携）があり、府中市の公文書の調査・整備に協力し交流を図っている。しかし文書館内外には魅力的な資料は多くデジタル化の対象も多いが、人的支援は少なく中長期的な歴史資料の体系化が求められている。と課題を述べた。「明治150年施策」については、大学文書館は明治期の作成された公文書があるかを点検し、存在していたら国立公文書館等に移管の手続きをするように文科省から依頼されたと明かし、協力を求められた。明治150年を契機に単発ではなく中長期の展望に立ったデジタルアーカイブの施策が必要であり、このためには産学官の協力が欠かせないと述べた。



## パネルディスカッション

パネリストとして東京外国語大学文書館吉田ゆり子館長に参加いただき、加藤丈夫館長、倉方慶明研究員の他、ISU賛助会員であるコニカミノルタジャパン株式会社の岡本正行部長、ISU会員の関東インフォメーションマイクロ株式会社五十畑嘉社長、そして井上信男ISU会長に参加いただきイメージ情報業界の未来をさまざまな切り口からアプローチした。

近世史が専門の東京外国語大学文書館・吉田ゆり子館長から資料公開の重要性が述べられた。以前から研究のなかでマイクロフィルムを利活用されている吉田先生は「昨今のデジタルアーカイブに関して研究者の立場から原資料を見ることが多く、国立公文書館や国会図書館のデジタルアーカイブは鮮明で大変ありがたい。自治体の歴史編さん事業に関わっているが、収集した歴史資料は編さんのためだけで終わらずに保存・公開を考えて技術のある専門業者に依頼した方が良い。個人所蔵資料も散逸の危機にあるので丁寧に撮影したものを複製し、将来的にはデジタルアーカイブを構築してほしい」と業界への期待も含めて語られた。

その後、「明治150年」の話題に変わり、加藤丈夫館長からは国立公文書館と地方の公文書館との事業のつながりについてコメントがあった。この中で「まだ統一的、具体的な話はないが、全国館長会議でデジタル化を共通のテーマとしている。今後は事業主体者のボトムアップの提案で進めることが成功のカギ

ではないか。予算がないからと言い訳せずに創意工夫すること。また公文書館の新設やデジタルアーカイブ化には自治体の首長や大学の学長に理解を求めることも重要である」と強調された。

ISU会員を代表して登壇した五十畑嘉社長は「デジタル化事業をしたくても財政が厳しい」と地方での財政状況を訴えた。また賛助会員の岡本正行部長はメーカーの役割について「1点目は、インフラに影響を受けないアナログメディア＝マイクロフィルムも必要であり、そのための機器や資材・材料の継続供給は大変重要である。2点目は記録した情報を簡単にいつでも・どこでも・だれでも活用・閲覧できるようにシステムやインフラ整備と運用・保守は不可欠である。それを推進するのが当社の使命であると思っている」と語った。

最後にISU井上信男会長は「ISU会員のこれまでの経験と強みを生かし、『明治150年』のデジタル化事業では全国の会員がつながって提案し、実務面で貢献したい」と締め括った。



## 新刊紹介

文書情報管理士  
検定試験指定参考書

# 文書情報マネジメント概論

「新しい文書情報マネジメントの基礎と応用」を最新情報で全面見直し、システム導入に重要なプロジェクトマネジメントの知識を盛り込んだ文書情報管理士必読の実用書。

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) 著  
B5判 (186ページ)  
ISDN : 978-4-88961-016-1  
定価 3,000円+税

- 第1章 文書情報マネジメントとは
- 第2章 ファイリングとは
- 第3章 電子化プロセス
- 第4章 文書情報の活用
- 第5章 文書情報の保存
- 第6章 文書情報の廃棄
- 第7章 リスクマネジメントとセキュリティ
- 第8章 コンプライアンスとアカウントビリティ
- 第9章 プロジェクトマネジメント
- 第10章 法令・ガイドライン



購入は 日本文書情報マネジメント協会ホームページ 「出版物・販売品」から

<http://www.jiima.or.jp/publishing/hanbai.html> 事務局／電話03-5821-7351

## 視覚の特性—その2— 高次機能について

先月号では視覚の比較低次レベルについて述べましたが、今回は高次機能についてもふれてみたいと思います。網膜以降大脳中枢で行われる視覚の高次レベルの機能については未知の分野が多く、脳の情報処理機能解明の一環として各国で研究が推進されています。昔から「脳のことをKnowすることはNoである」といわれてきましたが、fMRI、MRI、脳波などを用いて一つ一つ謎が解明されつつあります。脳の情報処理の工学的な応用は、文字の識別研究がまず行われ、わが国では郵便番号の読み取り機が実用化されました。いま話題のAIも脳の情報処理機能の解明と共に進歩しています。

文字の識別については、もう50年も前になりますが筆者の大学院修士論文は、「文字の識別に関する研究」でした。活字の数字を0から9までをフォトトランジスターを並べスキャンし、リレー式計算機を自作して読み取り機を製作しました。大学での実験で予算も知識もなく、学会で発表できるレベルにはなりませんでしたが実験の面白さや計算機の基本を学ぶことができました。当時、企業・学会でも郵便番号の読み取り機の研究が進められておりましたが、漢字で住所を書き、さらに郵便番号を書くことに強い反対もありました。今でも手書きの漢字を読み取ることは困難ですが、「漢字が読めれば郵便番号など不要である。漢字が読めないのは技術の貧困である」ということから、もう少し待つべきだなどの主張も多々なされましたが、結局、数字10個を、枠を決め（位置、大きさが規定されることで読み取りが大幅に簡単になります）書くことが定着しました。

文字識別の研究では、人間が文字のどこを見てその文字と判断するか、そのような部分の特徴ベクトルとして抽出し多次元の判別関数を設定して決定を行う手法で、認識というよりは統計的な考えに基づくものでした。このような技術もインターネットの時代、葉書や手紙を出す人口が大幅に減少し、葉書は年賀状しか出さない人が大部分となりました。その年賀状も毎年大幅に減っている様子で、郵便番号読み取り研究の熱気ははるか遠い世界になりました。

しかし、このような初期のパターン認識の研究は、ミンスキー<sup>1</sup>によりパーセプトロン<sup>2</sup>考えが提案され、脳の情報処理機能を模したニューラルネットワークに発展し、今のAIの基本的な理論となっています。計算機メモリーが自由に使えるようになり、また計算速度が大幅に向上したことがAIを実用の域に高めました。現在華々しく騒がれているAIも50年前に出されたパーセプトロンの考えが基本となっていることを心にとどめてほしいと思います。

視覚系の話に戻りますが、生まれつきの視覚障害者が成人して開眼手術を受けた後に描いた絵が随分昔の論文に掲載されておりました。その方の描いた人間の顔は、ちょうど幼稚園児が描くようなレベルでした。このことは、網膜に光が当たっても、学習が進まない時期には物体の認識がまだ十分にできないことを示しています。また、「生まれてから横縞でできた檻で飼われた猫は縦縞を認識できない」との実験結果も報告されています。これらは、昔から言われる「三つ子の魂百までも」という諺が意味する内容と合致するように思えます。幼少期に受けた虐待などが成人した後の犯罪に関係するとの報告も数多くあります。

テレビで「なんでも鑑定団」という人気番組があります。プロの鑑定士が視聴者が持ち込んだ絵画や陶器、書などの真贋を判定し値段をつけるというものです。素人が数十万、数百万円の価値があると思い込んでいた美術品が数千円の偽物だったりその逆もあります。このような真贋判定はプロの鑑定士の長年の経験、知識がないと不可能です。また、X線や内視鏡画像を用いた診断でもベテランの医師、研修医との間に大きな差異があることが知られています。このように本物を見て多くの学習をすることで初めてAIとは違う世界が開けます。スマホを用いてバーチャルの世界だけで情報を得る人が増えている今日、人間の広い意味での学習能力が低下していくのではないかと心配しています。

「みる」という漢字には、見る、観る、診る、視る、看る。「みはる」という意味では回る、廻るなどがあります。バーチャルだけの世界ではなくリアルな世界でみる力を養いたいと思います。

### 三宅 洋一 (みやけよういち)

1968年千葉大学大学院修了。東京工業大学工博、スイス連邦工科大学留学、京都工芸繊維大学助教授、千葉大学助教授を経て1989年千葉大学教授。同大学工学センター長を務め2009年定年退職。現在千葉大学名誉教授、東京工芸大学理事。日本写真学会会長、米国画像科学技術学会副会長、日本鑑識科学技術学会（現日本法科学技術学会）理事長、ロチェスター大学客員教授等歴任。米国画像科学技術学会(IS&T)名誉会員、日本VR医学会名誉会員、Edwin Land Medal (OSA)、電子画像賞(SPIE、IS&T)など多数受賞。デジタルカラー画像の解析評価等著書多数。

1 マービン・ミンスキー (1927年-2016年)。米国のコンピュータ科学者・認知科学者。AIの第一人者で「人工知能の父」とも呼ばれる。  
2 視覚と脳の機能をモデル化したもの、パターン認識を行う。シンプルなネットワークでありながら学習能力を持つ。

## 政府 産学官フォーラムで デジタルアーカイブ社会実現へ

11月14日(火)、内閣府知的財産戦略推進事務局は教育・研究機関、民間企業を集めてフォーラムを開催した。内閣府はこれまでさまざまなデジタルアーカイブの施策を進めてきたが近年、連携の促進とアーカイブ利活用に焦点を向けることになり、その一環として今回の「産学官フォーラム」が企画された。デジタルアーカイブ加速化への取り組みである。

フォーラムは1部、2部に分かれ、1部では基調講演に東京藝術大学・青柳正規特任教授が「文化遺産とデジタルアーカイブ」をテーマとして話された。「文化資産の継承にはデジタルアーカイブが不可欠。それは過去と未来をつなぐもので、デジタルだからこそ防災減災や地域復興に生かせる無限の可能性をもっている」と、震災アーカイブズの事例を紹介しつつ述べた。その他、国におけるデジタルアーカイブの取り組み(岐阜女子大学・井上透教授、人文情報学研究所・永崎研宣主席研究員の講演)と先進事例・技術動向(富士フィルム、NHK、大日本印刷、凸版、情報システム研究機構)が講演された。2部では産学官からプレゼンテーションとパネルディスカッションが行われ、国の統合ポータルサイト構築(仮称: ジャパン・サーチ)に向けた構想も紹介された。名刺交換会やデモンストレーションのコーナーも会場内に設けられた。

## 内閣府 公文書管理の新指針案を発表

内閣府大臣官房公文書管理課は11月8日、行政文書の管理に関するガイドラインの改正案をまとめた。

改正のポイントは十数点あるが、主なものは①行政の意思決定過程検証に必要な文書は「原則1年以上」保存する。②定型的・日常的な業務連絡・日程表等、出版物・公表物を編集した文書などは1年保存の例外とできる。③保存対象とする文書の種類や期間を定める基準を各省庁の課ごとに公表する。④文書の作成につ

いては会議出席者の了承を経て正確性を期す。というものだ。年内には同委員会内で正式に決定したい意向だ。

<http://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/iinkaisai/2017/20171108/shiryou1.pdf>

また国立公文書館の新館建設案も11月末にまとめられた。2026年度には完成する見込みだという。国会議事堂に隣接した憲政記念館敷地内に地上3階・地下4階が整備される計画で、憲政記念館と統合される。新たな体制で、重要な公文書が滞りなく保存・移管されることを期待する。

## 富士フィルム、富士ゼロックス インクジェットデジタルプレス販売機能を統合

富士フィルム株式会社(会員No.2、代表取締役社長・助野健児氏)と富士ゼロックス株式会社(会員No.19、代表取締役社長・栗原博氏)は両社の国内印刷市場向けインクジェットデジタルプレスの販売機能を、富士フィルムデジタルプレス株式会社(FFDP)に10月16日より統合した。

FFDPは2011年に富士フィルムの商業印刷向けインクジェットデジタルプレス「Jet Press」シリーズの国内販売・マーケティングを行うために設立した会社で、フロントシステムからポストプレスまでトータルなソリューションを提案している。また富士ゼロックスもデータ用途を中心とした輪転型インクジェットデジタルプレスを販売しており、商業印刷や出版印刷に導入を加速させている。

こうした背景のもと販売統合によりFFDPは、富士フィルムグループの強みを最大限に生かせる販売体制を敷く。新社長を富士ゼロックスから迎え、今後はアジア地域での販売支援も行っていく予定だ。

## データでエンパワーする ウイングアーク1st 全国7カ所でフォーラム開催

ウイングアーク1st株式会社(会員No.1016、代表取締役社長CEO・内野弘幸氏)は、10月20日の名古屋を皮切りに、全国7都市で「WingArc Forum2017」を開催した。

「会社、働く人をデータでエンパワー



する」を謳い文句に、データの力でどのようにビジネスの効率化を図り、人を支援することができるのかを、最新技術やソリューションで紹介、事例・体験を交えた講演と展示でみせた。

東京会場では、内野弘幸CEOが世界のサービス動向に触れ「所有から利用へ向かうのは間違いない」と産業界の未来を占った。人は効率的・効果的に仕事をし、充実した時間を楽しむ時代になる。そのためにデータに価値をもたせてどう利活用するかがキーだと説いた。

展示はウイングアーク1st社のほか、パートナー企業や関連会社23社が出展。IoT、RPA、AIツールの紹介、プラットフォーム提供やデータ可視化等のソリューション提案が行われた。

## キヤノンMJ 手書きAI OCRソリューションを提供

キヤノンマーケティングジャパン株式会社は株式会社Cogent Labsと協業し、AIを活用した手書き文字を高精度に自動認識できるソリューションを11月より開始した。

キヤノンの画像処理・文字認識技術を使って帳票の手書き文字を読み取りやすい画像に作成したうえで、Cogent Labs社の手書き文字デジタル化サービス「Tegaki」と組み合わせる。AIの技術でディープラーニングさせ、読み取り精度を向上させることができる。紙文書からのエントリー業務の効率と品質向上を実現する。

## 各社ニュース JIIMAに寄せられた情報にて構成 スペースの関係上、記載の省略あり

### 解散のお知らせ(敬称略)

株式会社れいめい(会員No.1027、東京都墨田区)は本年度末を目途に全ての事業より撤退する。(2017年11月現在)

## ドキュメントスキャナ

### KV-S1057C-N2/KV-S1027C-N2

パナソニック(株)

高速読み取り・大容量給紙トレイ・有線ネットワーク標準搭載のドキュメントスキャナ。

■特長

- S1057Cは毎分65枚・両面130面の高速読み取りを実現 (A4/200・300dpi)。



KV-S1057C-N2

給紙トレイの搭載量も従来の最大75枚から100枚にアップ。紙の厚さも薄紙から厚紙 (20 ~ 413g/m<sup>2</sup>) まで対応。オプションを付ければ4mmの厚さのパスポートも読み取る。

- S1027Cは、毎分45枚・両面90面 (A4/200・300dpiの場合) の高速読み取りを実現。
- 有線ネットワーク標準搭載。インターフェースケーブルをつなぎかえることなくネットワーク上の複数のPCで共有が可能。TWAIN、ISISドライバー同梱。
- スキャンto共有フォルダ、スキャン to FTP、スキャン to Eメールのプロトコ

ルに対応。読み取り条件と宛先をあらかじめ登録しておけば、スキャナからの操作でネットワークを介したデータ送信が可能に。

- 画像処理専用LSIの搭載により、原稿領域自動切出し、傾き補正、空白ページスキップなどの使用頻度の高い画像処理がスキャナ側でできる。

■価格 (税別)

KV-S1057C-N2	120,000円
KV-S1027C-N2	99,800円

■お問い合わせ先

お客様相談センター TEL 0120-878-410  
<https://panasonic.biz/cns/doc/scanner/>

## 64インチ対応UV硬化型大判プリンター

### Océ Colorado1640

キヤノンマーケティングジャパン(株)

キヤノンプロダクションプリンティングシステムズ(株)

サイン&ディスプレイ市場を対象にした64インチ対応の大判プリンター。

■特長

- 新開発のUVジェルインクにより、最速モードで最速毎時159m<sup>2</sup>、高品質モードで毎時40m<sup>2</sup>を実現。
- 印刷物は速乾性に優れているため、印刷後すぐに後加工が可能。低温でUV硬化をするため熱負担が少なく、熱に弱いオフセットコート紙や粘着紙、壁紙など幅広いメディアへの出力が可能。
- インク使用量も従来より最大40%削減。
- プリントヘッドの自動メンテナンス機能や、ノズルの目詰まりを管理する「ノズ

ルモニタリング機能」、ノズル抜けが起きた場合に両隣のノズルを使用して自動補正する「ノズル補完噴射」機能を搭載。2本のロールを自動で給紙切り替える「マルチロール自動給紙機能」、メディア搬送をチェックし印刷物の品質とサイズ精度を向上させる「メディア・ステップ・コントロール機能」あり。

■価格 (税別)

Océ Colorado1640	9,800,000円
------------------	------------

■お問い合わせ先

キヤノンプロダクションプリンティングシステムズ  
 プロダクションプリンティング商品企画部  
 TEL 03-6719-9642



2018年4月発売予定

## 平成30年度 JIIMA 賀詞交歓会開催のご案内

希望に向けた新年を迎え、会員企業や委員会メンバーが一堂に会し、経済産業省・総務省・国土交通省・国会図書館・国立公文書館等の関係省庁や有識者の皆様をお迎えする JIIMA 賀詞交歓会を、下記により開催いたします。

日時 平成30年1月17日(水) 18:30 ~ (受付開始 18:00)

場所 如水会館 オリオンルーム (2階)

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-1-1 TEL: 03-3261-1101

※地下鉄半蔵門線・三田線「神保町」A9出口より徒歩3分

※地下鉄東西線「竹橋」1b出口より徒歩4分

会費 10,000円/人 (当日会場受付にてお願い致します)

お申込み締切り日 平成30年1月10日(水) 準備の都合上、お早めにご連絡ください。

問合せ・お申込み JIIMA 事務局 TEL.03-5821-7351



# 月刊IM 2017 主要記事目録

## 1月号

【年頭所感】	公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 高橋 通彦	p.6
【新春対談】	働き方を革新する文書管理とテレワーク 日本テレワーク協会 宇治 則孝 会長 JIIMA 高橋 通彦 理事長	p.7
【トピック】	スキャナ保存申請件数が13倍に! JIIMA 長濱 和彰	p.11
【報告】	R&Dデータ保存研究会の取り組み 医薬品の研究開発業務における電子記録の長期保存と見読性確保の課題解決 R&D データ保存研究会 上原 小百合	p.13
【寄稿】	デジタル・アーカイブの現状と未来 — ① 海外のデジタル・アーカイブ事情 東京大学大学院情報学環 時実 象一	p.16
【寄稿】	文化大国NIPPONの危機 (その2) 歴史資料のデジタル化と古文書修復技術開発の経緯 若狭路文化研究所 多仁 照廣	p.20
【標準化】	ISO/CD19475 Part1、Part2のDIS投票とPart3のNWIP投票 標準化委員会 白井 信昭	p.24
【歴史公文書】	公文書から読み解く 横浜で解放された清国の奴隷と芸妓娼 広報委員会 長井 勉	p.27
【コラム】(31)	無駄なことも多かった 茂谷 知己	p.33

## 2月号

【ケース・スタディ】	顧客信頼性をもたらす技術資料活用の最適化 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	p.4
【ケース・スタディ】	デジタル化で推進する制度設計と運用 明豊ファシリティワークス株式会社 坂田 明	p.10
【提案】	電帳法要件を満たしたソフトの利用を! 国税庁より周知依頼を受領 JIIMA 長濱 和彰	p.16
【解説】	磁気テープによるデジタル情報の長期保存方法 JIS標準化原案の概要 慶應義塾大学 金子 晋丈	p.18
【寄稿】	デジタル・アーカイブの現状と未来 — ② 日本のデジタル・アーカイブの動向と課題 東京大学大学院情報学環 時実 象一	p.21
【寄稿】	文書の一括管理を目指して— 太宰府市の取り組み 太宰府市公文書館 藤田 理子	p.24
【報告】	eドキュメントフォーラム2016より ワークスタイル変革とECM ECM委員会 石井 昭紀	p.27
【合格体験】	文書情報マネージャー 認定者からのひと言	p.31
【公文書管理】(19)	共通基盤で県市町村の歴史をアーカイブズ— 福岡共同公文書館 広報委員会 長井 勉	p.32
【文書紹介】	わが館のお宝文書 (44) 尼崎市立地域研究史料館所蔵 明治15・16年波止場関係書	p.35
【コラム】(32)	国民に無駄を強いるもの 茂谷 知己	p.36

## 3月号

【ケース・スタディ】	世界中の拠点を經由して電子化されたデンマークの新聞 翻訳: 広報委員会 山際 祥一	p.6
【ケース・スタディ】	ボストン交響楽団 過去のコンテンツを有効活用 翻訳: 広報委員会 山際 祥一	p.9
【提案】	長期保存のための光ディスクの仕組みと取扱い アーカイブ委員会 光ディスクWG	p.14
【報告】	資料保存とデジタル化 近畿大学非常勤講師 松井 正宏	p.16
【標準化】	ISO/TC171/PDF専門家会議 (シドニー会議) 出席報告 標準化委員会 木村 道弘	p.20
【紹介】	博物館でアーカイブズ — 三重県総合博物館 広報委員会 長井 勉	p.24
【報告】	平成29年 JIIMA賀詞交歓会	p.27
【JIIMA委員会紹介】(12)	BPO委員会	p.30
【トピック】	経済産業省より 明治150年関連施策推進について	p.33
【コラム】(33)	いつでも夢を持っていたい 茂谷 知己	p.34

## 4月号

【ケース・スタディ】	働き方変革のための電子文書マネジメントとコラボレーション環境 富士ゼロックス株式会社 堀切 和典	p.4
【連載】	営業秘密の保護と活用 第1回 守るべき営業秘密とは何か 牧野総合法律事務所 牧野 剛	p.10
【標準化】	文書情報マネジメントの統合運用規格 ISO19475の概要と活用方法 標準化委員会 伊藤 泰樹	p.13
【考察】	ImageAccess社 ホワイトペーパーより スキャナ技術に関する考察 翻訳: 広報委員会 山際 祥一	p.16
【講評】	文書情報管理士検定 3回のCBT方式試験を終了して 文書情報管理士検定試験委員会 遠藤 治	p.20
【公文書管理】(20)	「国立公文書館等」に指定された — 東京外国語大学文書館 広報委員会 長井 勉	p.23
【文書紹介】	わが館のお宝文書 (45) 東京外国語大学文書館所蔵 東京オリンピック学生通訳関係資料群	p.26
【業界動向】	複写業からドキュメントサービス業へ 日本ドキュメントサービス協同組合連合会 楠本 雅一	p.27
【報告】	旭日小綬章を受章して 日本複写産業協同組合連合会 元会長 山田 修三	p.30
【考察】	「明治150年」関連施策推進に寄せる期待 広報委員会 長井 勉	p.32



#### 5月号

【レポート】	進む国税関係書類の電子化 正しいスキヤナ保存を伝授 広報委員会	p.6
【標準化】	光ディスクアーカイブグレードのJIS標準 (X 6257) 化 一般財団法人 光産業技術振興協会 入江 満	p.12
【寄稿】	日本における官僚制の歴史的展開と公文書管理 関西大学 若月 剛史	p.15
【寄稿】	デジタル映画の長期保存と活用への取り組み 東京国立近代美術館 大関 勝久	p.18
【合格体験】	文書情報管理士からの一言	p.22
【連載】	営業秘密の保護と活用 第2回 営業秘密の侵害リスクの現実 牧野総合法律事務所 森 悟史	p.24
【公文書管理】(21)	アーキビストの確かな評価・選別を推進する — 武蔵野ふるさと歴史館 広報委員会 長井 勉	p.28
【文書紹介】	わが館のお宝文書 (46) 武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館所蔵 町制施行許可申請書 (47) 長野市公文書館所蔵 野池家文書2	p.31 p.32
【コラム】(1)	色には色々あります 三宅 洋一	p.33

#### 6月号

【ケース・スタディ】	設計図書の電子化と社内公開システムの構築 株式会社安井建築設計事務所 佐藤 賢一	p.4
【レポート】	AIIIMカンファレンスレポート2017 ECMは死んだ!? ECM委員会 石井 昭紀	p.10
【連載】	営業秘密の保護と活用 第3回 不正競争防止法改正による営業秘密の保護強化 牧野総合法律事務所 牧野 剛	p.15
【合格体験】	文書情報マネージャー 認定者からの一言	p.18
【わが社のプレゼン】	株式会社トゥルージョ 付加価値で勝負! 地域の人材を活かしたBPO戦略	p.19
【公文書管理】(22)	多彩な資料を確実に保存・公開する — 新潟県立文書館 広報委員会 長井 勉	p.22
【コラム】(2)	見えないものを視る 三宅 洋一	p.25
【JIIMA委員会紹介】(13)	医療WG	p.26

#### 7月号

【ケース・スタディ】	西洋古典資料の媒体変換と原資料の保存 一橋大学社会科学古典資料センター 床井 啓太郎	p.4
【連載】	個人情報保護法改正からみる情報管理 第1回 個人情報保護法改正のポイント 牧野総合法律事務所 牧野 二郎	p.8
【連載】	テレワークの導入と活用 第1回 働き方改革の切り札テレワーク 一般社団法人日本テレワーク協会 今泉 千明	p.14
【わが社のプレゼン】	株式会社アズコム データセキュリティ 保管業務の強みを活かしたBPOサービス拡大へ	p.18
【連載】	営業秘密の保護と活用 第4回 個人情報も営業秘密になる 牧野総合法律事務所 牧野 剛	p.21
【公文書管理】(23)	現用文書管理を中心としたアーカイブズをめざす — 上越市公文書センター 広報委員会 長井 勉	p.24
【文書紹介】	わが館のお宝文書 (48) 上越市公文書センター所蔵 上杉景勝判物 (柿崎家文書)	p.27
【コラム】(3)	画像処理の黎明期 三宅 洋一	p.30
【発表】	第57期 JIIMA事業計画	p.35

#### 8月号

【レポート】	JIIMAセミナー2017 東京講演 ワークスタイルを変革するデジタルドキュメント 広報委員会	p.4
【アンケート】	JIIMAセミナー2017を振り返って ショウ・セミナー委員会 平山 義一	p.10
【寄稿】	映画フィルムのビネガーシンドローム対策 東京国立近代美術館フィルムセンター 大傍 正規	p.11
【連載】	個人情報保護法改正からみる情報管理 第2回 雛形を使い保護指針を作成する 牧野総合法律事務所 牧野 二郎	p.14
【連載】	テレワークの導入と活用 第2回 テレワーク導入のプロセス 一般社団法人日本テレワーク協会 今泉 千明	p.20
【標準化】	SC1/WG9会議 統合文書管理規格案の投票コメントに関する議論 標準化委員会 白井 信昭	p.23
【標準化】	PDF専門家会議 次期PDFとPDF2.0サブセット標準化の検討 標準化委員会 名護屋 豊	p.26
【連載】	営業秘密の保護と活用 第5回 (最終回) 営業秘密の守り方 牧野総合法律事務所 森 悟史	p.28
【わが社のプレゼン】	東洋紙業株式会社 印刷業務を徹底サポート! 個人情報を取り扱った印刷業務をBPO化	p.33
【コラム】(4)	イメージに対するイメージが変わった 三宅 洋一	p.37
【報告】	JIIMA 第56回通常総会・懇親会 開催	p.38

#### 9月号

【ケース・スタディ】	24,000枚の「請求書」をスキヤナ保存した日鉄住金P&E社の電子化 アンテナハウス株式会社 太田 貴之	p.4
------------	--	-----

【連載】	ドキュメントによるヘルスケア業務改革 第1回 ドキュメントは“いのち”をつなぐ 富士ゼロックス株式会社 廣瀬 吉嗣	p.8
【連載】	個人情報保護法改正からみる情報管理 第3回 雇用・従業員対応のポイント 牧野総合法律事務所 牧野 二郎	p.14
【連載】	テレワークの導入と活用 第3回 テレワーク導入事例紹介 一般社団法人日本テレワーク協会 今泉 千明	p.19
【わが社のプレゼン】	株式会社ジェイ・アイ・エム 創業50年の実績で信頼されるサービスを提供!	p.23
【公文書管理】(24)	明治期の小学校 重要文化財を利用した — 群馬県中之条町・ミュゼ 広報委員会 長井 勉	p.26
【文書紹介】	わが館のお宝文書 (49) 文京区立森鷗外記念館所蔵 雑記帳	p.29
【寄稿】	貴重資料のデジタルアーカイブ 株式会社国際マイクロ写真工業社 矢 弘樹	p.30
【コラム】(5)	雑音・ノイズそして雑務 三宅 洋一	p.33

## 10月号

【ケース・スタディ】	平成27年度・28年度改正で広がる電子帳簿保存法対応 スキャナ保存 実施例一覧 法務委員会	p.6
【連載】	個人情報保護法改正からみる情報管理 第4回 保有個人データの開示等請求対応 牧野総合法律事務所 牧野 二郎	p.12
【連載】	ドキュメントによるヘルスケア業務改革 第2回 診療記録を一元化する電子化診療記録統合管理の仕組み 富士ゼロックス株式会社 木暮 洋輔	p.17
【わが社のプレゼン】	株式会社TKC 会計事務所との深い絆を強みに専門的なサービス拡大へ!	p.22
【合格体験】	文書情報マネージャー 認定者からのひと言	p.25
【連載】	テレワークの導入と活用 第4回 テレワーク導入のためのツール 一般社団法人日本テレワーク協会 今泉 千明	p.26
【レポート】	Document Management セミナー報告 文書管理の価値をお客様へ 広報委員会 河村 武敏	p.30
【公文書管理】(25)	史料館をまちづくりの拠点に— 尼崎市立地域研究史料館 広報委員会 長井 勉	p.32
【紹介】	JIIMA 委員会紹介 (57期)	p.35
【コラム】(6)	画質について 三宅 洋一	p.41

## 11月号

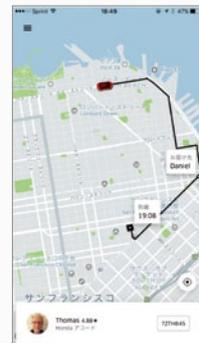
【ケース・スタディ】	通関関係書類の電子提出 コニカミノルタジャパン株式会社 真庭 伸次郎	p.4
【Q&A】	電子帳簿保存法 スキャナ保存 Q&A 法務委員会	p.10
【連載】	個人情報保護法改正からみる情報管理 第5回 安全管理措置義務とその違反 牧野総合法律事務所 牧野 二郎	p.14
【連載】	ドキュメントによるヘルスケア業務改革 第3回 地域医療連携ネットワークへの取り組み 富士ゼロックス株式会社 金子 裕之	p.18
【寄稿】	「規制改革」で世の中を変える 第1回 未来をつくる「規制改革」 株式会社NTTデータ 富 哲也	p.23
【考察】	「明治150年」関連施策推進に寄せる期待 第2弾 広報委員会 長井 勉	p.27
【連載】	テレワークの導入と活用 第5回(最終回) テレワーク勤務規程の作成 一般社団法人日本テレワーク協会 今泉 千明	p.30
【公文書管理】(26)	条例と分類表で確かなアーカイブズを— 大阪市公文書館 広報委員会 長井 勉	p.33
【コラム】(7)	銀塩写真とデジタル画像 三宅 洋一	p.38

## 12月号

【レポート】	eドキュメントJAPAN2017 ワークスタイルを変革するデジタルドキュメント 広報委員会	p.4
【ケース・スタディ】	2017JIIMAベストプラクティス受賞事例 スキャナ保存制度を利用した社員立替領収書のスマホ記録の先行事例 アルファテックス株式会社 中田 秀明	p.10
【ケース・スタディ】	歴史的典籍NW事業による古典籍の電子化について 人間文化研究機構 国文学研究資料館 山本 和明	p.15
【連載】	個人情報保護法改正からみる情報管理 第6回 匿名加工情報の利活用 牧野総合法律事務所 牧野 二郎	p.19
【連載】	ドキュメントによるヘルスケア業務改革 第4回(最終回) 業務をつなぐ治験関連文書の電子化 富士ゼロックス株式会社 佐藤 肇	p.22
【寄稿】	「規制改革」で世の中を変える 第2回 実際にやってみよう「規制改革要望」 株式会社NTTデータ 富 哲也	p.27
【わが社のプレゼン】	株式会社日立ソリューションズ AI・自動化で効率的な文書管理を提供	p.31
【公文書管理】(27)	新たな仕組みで公文書の管理基盤を作る — 滋賀県県政史料室 広報委員会 長井 勉	p.34
【コラム】(8)	視覚の特性 — その1 — 三宅 洋一	p.37

## 米国西海岸での、ふたつの忘れえぬ体験話

10月下旬に開催されたJIIMA主催のシリコンバレー視察では、視察先でも市内でも「破壊的イノベーション」を体感することができた。視察先では、パロアルト研究所・FXPAL・SAP社ともサービスの実現までに約6年はかかるという事だ。また街中はそれまで多かったイエローキャブがほとんど見あたらず、スマホによるライドシェア型配車プラットフォーム「UBER」が台頭しており、まさに破壊的イノベーションの初体験であった。言葉の壁やチップなどを気にすることなくGPS技術と課金システムを融合した仕組みは、多国籍民族で規制緩和が進むアメリカでは、タクシー業界を破壊したことになる。参考までに、私が利用したスマホ画面は、右の写真のとおり。



UBERのスマホ画面

もうひとつの話題はフリータイムで訪れた西海岸で最大のワイナリーであるナババレーだ。

ちょうどその10日前に、自然発火による山火事でワイナリーが壊滅的であるという報道が日本にも流れてきた。しかし、その週からツアーは再開されたという事で、ユニオンスクエア前のホテルから出発できた。ガイドはベテランの男性で、参加者はJIIMAメンバーの3人のみであった。山火事の話話を聞いてみると、ソノマ地区の一部とナバ地区の一部が今回被害にあったという事だが報道ほどは大事に至っていないとの事。ということで、プライベートツアーに近い扱いで、スタッグリーブ、オーバスワン、ガーギッジヒル、Vサトゥイ、ロバートモンダビの5つのワイナリーで試飲・買い物という段取り、もちろん目玉はオーバスワン。写真はそこでのビンテージ2012、2014、セカンドワインのオーバーチュアの3種類の試飲グラスとワイン畑のショット、この3つでUSD80ということで約1万円の試飲をした。まあ5つのワイナリーで試飲すると流石にヘロヘロ状態なので控えめに試飲。今回は3本の購入にとどめたが、次回は自分への褒美と記念日に、6リットルのマグナムボトルUSD3,800（日本へ送ると、約50万）を購入し、会員制のジャズパーティでも開催したいと誓い帰路についたツアーであった。



オーバスワン試飲ビンテージ3種とワイン畑

(河村武敏)

### 〈広報委員会委員〉

担当理事 河村 武敏 (アピックス)  
委員 長 山際 祥一 (マイクロテック)  
委員 長井 勉 (横浜マイクロシステム)  
菊地 幸 (コニカミノルタジャパン)  
山路真一郎 (山路工業)  
田中 寿麗 (富士ゼロックス)  
事務局 伝法谷 ひふみ

### 〈編集通信員〉

北村一三 (山本マイクロセンター) Jan Askhoej  
関 雅夫 (光栄堂) (文書管理プロジェクトマネージャ/デンマーク在住)

### 月刊IM 2月号予告

〔ケース・スタディ〕 第一生命保険 大量COMの電子化(仮)  
〔 報 告 〕 電子文書の信頼性向上に向けて (仮)  
〔 紹 介 〕 FADGI 米国連邦機関でのデジタルアーカイブの共有・利用の取り組み (仮)

※本誌内容についてご意見・ご要望等ありましたらEメールdenpouya@jiima.or.jpまでお寄せ下さい。

### 〔月刊〕IM 1月号◎

2018年 第1号 / 平成29年12月25日発行 ©日本文書情報マネジメント協会 2017

発行人 / 長濱 和彰  
発行所 / 公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA)  
〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-3 和光ビル7階  
TEL (03)5821-7351 FAX (03)5821-7354  
JIIMA・JCプラザ / http://www.jiima.or.jp

編集・制作 / 日本印刷株式会社

印刷版 (オンデマンド) 定価 (1冊) 1,000円 + 消費税 (送料別)  
印刷版 (オンデマンド) 年間購読 12,000円 + 消費税 (送料共)

印刷版 (オンデマンド) のお申し込みはJIIMAホームページから。

ISSN0913-2708  
ISBN978-4-88961-185-4 C3002 ¥1000E

Journal of Image & Information Management (本誌に掲載された写真記事いっさいに関して、JIIMAの許可なく複写、転写することを禁ず)

# 御社の文書管理診断します！

## 文書管理達成度評価・調査ご協力をお願い

「皆さんの組織の文書管理のレベルはどのくらいですか？」

すぐ答えられる方はどれだけいるでしょうか？

各組織では、内部統制、説明責任など、社会のさまざまな要請にもとづいて文書管理を実践しています。しかし、文書管理のレベルを測る仕組みがなく、これで十分なのか、不足している点は何かを知ることが難しいのが実情だと思います。

JIIMA文書管理委員会では、そんな疑問を解消し、各部門が正しく文書管理ができているかを診断するサービスを開始しました。貴社組織の現状を回答用シートに書き込み送付いただければ、文書管理委員会が診断しお返します。

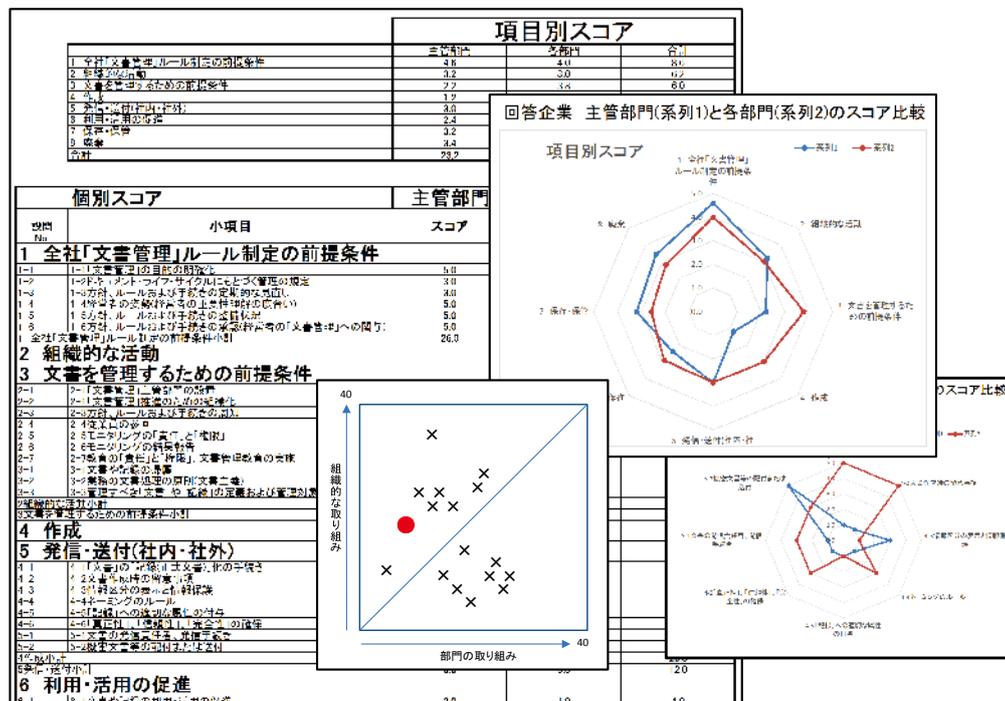
将来的にはご提供いただいた情報を元に、日本における組織の文書管理現状をまとめ、その中で各組織がどのレベルに位置づけられるかをわかるようにしたいと考えています。

自社の文書管理に関心がある組織の方々のご利用をお待ちしています。

### メリット

- 自社の強みや弱みを明確に把握することができるとともに、取り組むべき方向性も明らかになり、文書管理の改善に結びつけられます。
- 他社のレベルと比較できるようになり、自社の文書管理推進の動機付けになることが期待できます。
- 一定の時間が経過した後に再評価することにより、自社の改善の度合いを確かめることができます。

### 診断結果例



詳細は下記URLを参照ください。

[http://www.jiima.or.jp/doc\\_mng/](http://www.jiima.or.jp/doc_mng/)



文書情報  
管理士  
JIIMA



# 文書情報管理士 検定試験 2018冬試験

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会が認定する

今、社会では文書管理が重要になっています。  
個人情報や営業秘密の保護など、  
文書管理の重要性が求められています。  
書類を安全に保管するにはどうすればいいのでしょうか？  
文書管理が会社の存続に関わるって知っていますか？  
また、働き方改革でも紙文書の電子化は重要なキーワードになります。  
安心で社会生産性の高い電子文書情報化社会の構築をめざして  
**さあ、文書情報管理士の出番です。**

試験期間／2017年12月20日(水)～2018年2月10日(土)